

6 国民健康保険等

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載をしています。

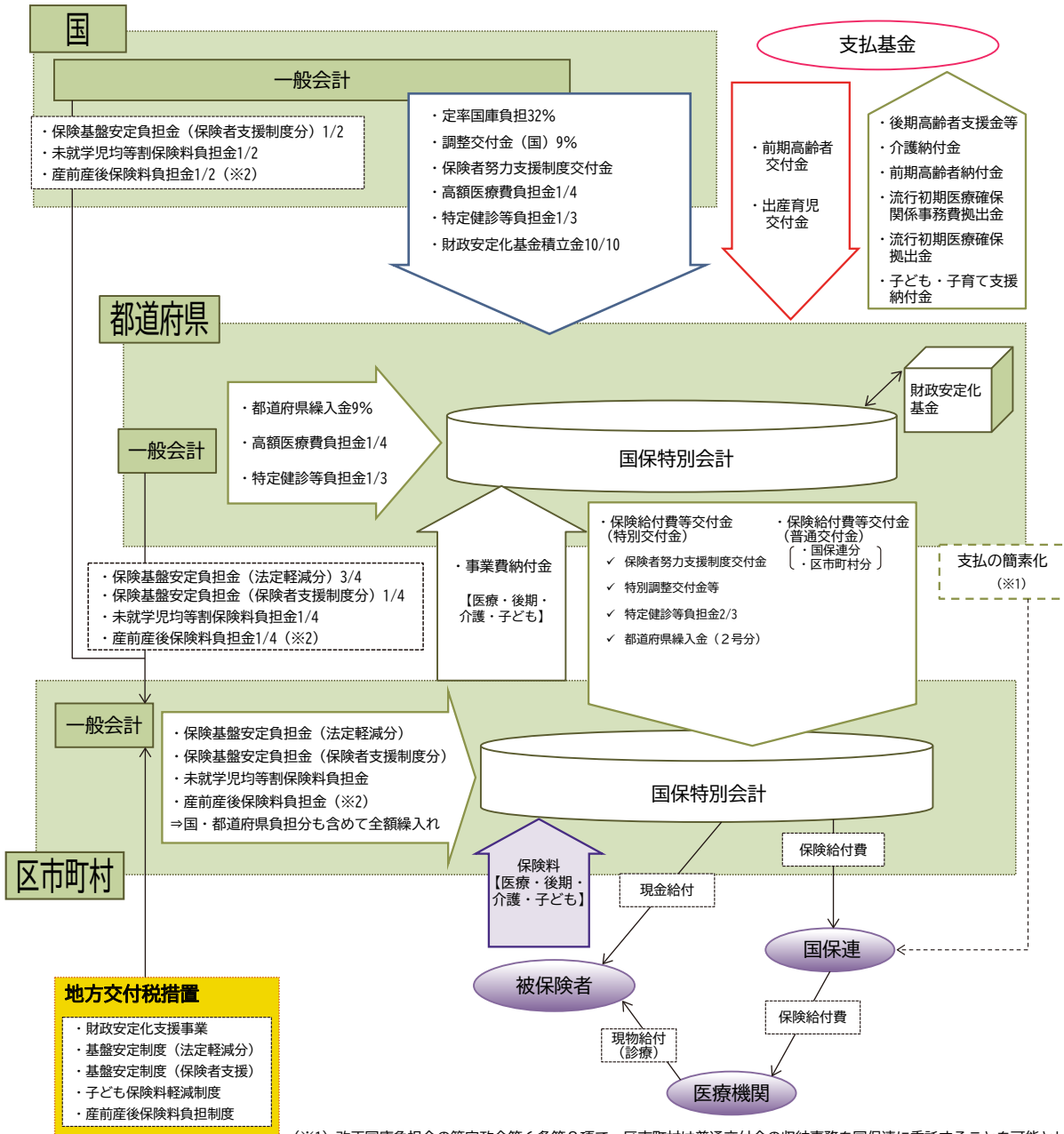
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 419 ページ

国保年金課

国民健康保険	所管課	— 国保年金課
概 要 国民健康保険は、国の社会保障制度の一つである社会保険の中の医療保険で、被保険者が疾病・負傷等の際に安心して医療が受けられるよう、加入者が納めた保険料を医療費にあてる、相互扶助の地域医療保険です。被保険者に対して必要な保険給付を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。 区は保険者として、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施しています。 内 容 (1) 国民健康保険の加入資格 国民健康保険法第5条の規定により、港区内に住所がある人（※）は、次の適用除外に該当する場合を除いて、原則国民健康保険の被保険者となります。 ※外国人については、港区に住所を有し、3か月を超えて日本に滞在する人〔適用除外〕 ① 健康保険、船員保険、各種共済組合の被保険者及び被扶養者 ② 後期高齢者医療制度の被保険者 ③ 生活保護を受給している人及び中国残留邦人支援法に基づく支援給付を受けている人 ④ 国民健康保険組合の組合員及び組合員の世帯に属する人 ⑤ 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者がいない人 ⑥ その他特別の理由がある人で、厚生労働省令で定めるもの (2) その他 ・国民健康保険適用の例外 就学するために親元を離れて一人暮らしをする学生や、特別養護老人ホームへ入所するために転出した人などは、大学や老人ホームを多く抱える自治体の国保財政が圧迫されて健全な運営が困難となることから、このような場合には港区の被保険者とします。 根拠法令等 - 国民健康保険法 - 国民健康保険法施行令 - 国民健康保険法施行規則 - 港区国民健康保険条例 - 港区国民健康保険条例施行規則		

国民健康保険体系図（国保制度改革後（平成 30 年度）以降）

平成 30 年 4 月から東京都が国保の財政運営の責任主体となり、東京都と港区がともに国保の保険者として、それぞれの役割を担っています。



（※1）改正国庫負担金の算定政令第6条第8項で、区市町村は普通交付金の収納事務を国保連に委託することを可能としている。

（※2）産前産後保険料免除制度は、令和6年1月から施行された。

※東京都国民健康保険ハンドブックから図表を掲載しています。

制 度 の 状 況

港区国民健康保険加入種別ごとの加入者数の推移

年度			3	4	5	6	7
区 分							
加入世帯数		(世帯)	37,528 (18,752)	37,467 (18,474)	37,183 (18,284)	36,590 (17,900)	36,369 (17,629)
加入者数	被保険者数	(人)	50,066 (21,005)	49,445 (20,636)	48,736 (20,392)	47,559 (19,920)	46,814 (19,519)
			0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計 (人)		50,066 (21,005)	49,445 (20,636)	48,736 (20,392)	47,559 (19,920)	46,814 (19,519)

※ () 内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数です。

※加入者数の令和3～5年度は上段：一般被保険者数、下段：退職被保険者数

外国人の国民健康保険加入状況

区分		年度	3	4	5	6	7
外国人総数（人）			17,224	20,215	21,863	23,148	24,045
※ 加入者	世帯数（世帯）		4,113	4,691	4,955	5,124	5,281
	被保険者数（人）		5,018	5,753	6,068	6,209	6,334
	一世帯当たり（人）		1.22	1.23	1.22	1.21	1.20
加入割合（％）			29.13	28.46	27.75	26.82	26.34

※「国民健康保険加入者」には、「公用」の在留資格を持つ住民登録等していない外国人等を含みます。

外国人の国民健康保険加入者の国籍別加入状況

(単位：人)

国 名	人数	国 名	人数	国 名	人数
韓国・朝鮮	938	パキスタン	92	ブラジル	102
中国	1,648	バングラデシュ	28	その他中央南アメリカ	109
フィリピン	697	その他アジア	537	ヨーロッパ	821
タイ	56	大洋州	114	中近東	95
インド	123	米国	718	アフリカ	91
インドネシア	38	北アメリカ(除米国)	101	その他	26
				合 計	6,334

補助金等
有 ・ 無

備 考

国民健康保険のあゆみ		所管課	— 国保年金課
昭和 34. 12	国民健康保険事業を開始 世帯主 7 割、家族 5 割給付 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 保険料均等割額 1 人 600 円 所得割額前年度区民税額の 95/100 賦課限度額 50,000 円		
36. 4	国民皆保険達成		
37. 12	助産費 2,000 円		
38. 4	結核予防法第 34・35 条、精神衛生法第 29 条適用医療を 10 割給付 保険料均等割額 1 人 500 円		
10	準世帯主 7 割給付 老人ホーム収容者の国保適用除外 督促手数料の撤廃		
12	低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定		
39. 4	助産費 3,000 円 葬祭費 3,000 円		
40. 1	家族の給付率 7 割		
41. 4	保険料の所得割額の賦課対象を住民税額とする。		
10	保険料所得割額前年度住民税額の 112/100		
42. 4	保険料所得割額の算定に当たり退職手当等に係る住民税額を除外		
9	延滞金に関する規定の改正		
43. 4	育児手当金 2,000 円（新設）		
44. 8	精神衛生法第 32 条適用医療 10 割給付		
9	助産費 10,000 円		
45. 4	葬祭費 5,000 円 延滞金の割合を年利率に改正		
48. 1	外国人に国保適用		
12	高額療養費一部負担金限度額 30,000 円（新設）		
49. 4	助産費 20,000 円 葬祭費 10,000 円		
10	保険料賦課限度額 80,000 円（ただし、昭和 49 年度は 65,000 円）		
51. 4	助産費 40,000 円 保険料均等割額 1 人 2,400 円 賦課限度額 120,000 円 低所得者に対する保険料減額措置の拡大（7 割・5 割）		
8	高額療養費一部負担金限度額 39,000 円		
53. 4	助産費 60,000 円 葬祭費 20,000 円 保険料均等割額 1 人 4,800 円 賦課限度額 170,000 円		

54. 10	助産費支給制限（社会保険脱退後 6 か月未満の出産で、社保から給付を受けることができる場合は支給されない。）
55. 4 7	助産費 80,000 円 葬祭費 30,000 円 保険料均等割額 1 人 6,000 円 所得割額前年度住民税額の 122/100 賦課限度額 220,000 円 夏季施設「海の家」開設
56. 4	保険料均等割額 1 人 8,400 円 所得割額前年度住民税額の 118/100 賦課限度額 240,000 円
57. 4 9 58. 1 2	助産費 100,000 円 保険料の所得割額の賦課対象を現年度住民税額とする。 保険料均等割額 1 人 9,000 円 所得割額現年度住民税額の 107/100 賦課限度額 260,000 円 高額療養費一部負担金限度額 45,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円） 高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円） 老人保健法施行
59. 4 10	保険料賦課限度額 280,000 円 ・退職者医療制度（新設） （退職者被保険者 本人 8 割給付、被扶養者入院 8 割・通院 7 割給付） ・高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
60. 4 6 7	保険料賦課限度額 310,000 円 無料健康相談開始 夏季施設「山の家」開設
61. 4 5	助産費 130,000 円 葬祭費 50,000 円 保険料均等割額 1 人 12,000 円 賦課限度額 350,000 円 高額療養費一部負担金限度額 54,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
62. 4	保険料賦課限度額 370,000 円
63. 4	保険料賦課限度額 390,000 円
平成元. 4 6 7	保険料均等割額 1 人 14,400 円 保険料賦課限度額 400,000 円 高額療養費一部負担金限度額 57,000 円（住民税非課税世帯は、31,800 円） 夏季施設「日帰り海の家」開設
2. 4	保険料賦課限度額 420,000 円
3. 5 12	高額療養費一部負担金限度額 60,000 円（住民税非課税世帯は、33,600 円） 高額療養費資金貸付制度（新設）

4. 4	保険料賦課限度額 440,000 円 均等割額 1 人 16,800 円 助産費 240,000 円
5. 4 5 7	保険料賦課限度額 460,000 円 高額療養費一部負担金限度額 63,000 円（住民税非課税世帯は、35,400 円） 夏季施設「温泉の宿」開設
6. 4 10	保険料賦課限度額 500,000 円 保険料均等割額 1 人 15,900 円 所得割額現年度住民税額の 133.7/100（平成 6 年度減税に伴う特例） 入院時食事療養費（減額認定証の発行） 訪問看護療養費の新設 移送費の現金給付化 出産育児一時金 300,000 円
7. 4 7	保険料均等割額 1 人 16,800 円 所得割額現年度住民税額の 119/100 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の実施 精神保健法・結核予防法による入院者に対する住所地主義の特例の実施 「結核・精神医療給付金」の新設
8. 4 6	保険料賦課限度額 520,000 円 保険料均等割額 1 人 19,500 円 所得割額現年度住民税額の 155/100 運動負荷検査受診料助成制度（新設） 高額療養費一部負担金限度額 63,600 円（住民税非課税世帯は、35,400 円）
9. 4	保険料均等割額 1 人 22,500 円 所得割額現年度住民税額の 162/100 葬祭費 60,000 円
10. 4 7 10	保険料賦課限度額 530,000 円 保険料均等割額 1 人 26,100 円 所得割額現年度住民税額の 187/100 出産育児一時金 350,000 円 葬祭費 70,000 円 夏季施設「海の家」「山の家」「温泉の宿」を「宿泊施設」に 1 本化 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を導入
11. 8 12 12. 1	「口座振替済み通知」毎月発送の中止 国保新システムオンライン稼働 1 年分の保険料納付額通知「納付済み金額のお知らせ」の発送開始
12. 4	介護保険法施行による介護分（介護納付金賦課額）保険料賦課開始 均等割額第 2 号被保険者 1 人 7,200 円 所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 12/100 保険料賦課限度額 70,000 円 基礎分医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 194/100

13. 1	高額療養費一部負担金限度額改正 住民税非課税世帯:35,400 円 住民税課税世帯(一般):63,600 円 + [(医療費 - 318,000 円) × 1%] 住民税課税世帯(上位所得者):121,800 円 + [(医療費 - 609,000 円) × 1%]
13. 4	医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 27,300 円 介護分(介護納付金賦課額) 保険料均等割額第 2 号被保険者 1 人 8,100 円 所得割額 第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 13/100
14. 4 10	保険料介護分(介護納付金賦課額) 均等割額第 2 号被保険者 1 人 7,800 円 所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 15/100 ・一部負担金の割合の改正 3 歳未満:2 割、3 歳~70 歳未満:3 割、70 歳以上:1 割(一定以上所得者 2 割) ・国民健康保険高齢受給者証の発行 ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 ・70 歳未満の人 住民税非課税世帯:35,400 円 住民税課税世帯(一般):72,300 円 + [(医療費 - 361,500 円) × 1%] 住民税課税世帯(上位所得者):139,800 円 + [(医療費 - 699,000 円) × 1%] ・70 歳以上の人(外来:個人ごと) 住民税非課税世帯(低所得 I・II):8,000 円 住民税課税世帯(一般):12,000 円 住民税課税世帯(一定以上所得者):40,200 円 ・70 歳以上の人(外来+入院:世帯ごと) 住民税非課税世帯(低所得 I):15,000 円 住民税非課税世帯(低所得 II):24,600 円 住民税課税世帯(一般):40,200 円 住民税課税世帯(一定以上所得者):72,300 円 + [(医療費 - 361,500 円) × 1%]
15. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 29,400 円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の 204/100 ・介護分(介護納付金賦課額) 保険料均等割額第 2 号被保険者 1 人 9,000 円 所得割額 第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 20/100
16. 4	・保険料の賦課方式の変更(4 月、7 月の 2 回賦課から 6 月の 1 回賦課) ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 30,200 円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の 208/100 ・介護分(介護納付金賦課額) 保険料賦課限度額 80,000 円 介護分(介護納付金賦課額) 保険料均等割額第 2 号被保険者 1 人 10,800 円 所得割額 第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 24/100 保険料のコンビニエンスストアでの収納開始
17. 4 7 11	・医療分(基礎賦課額) 保険料均等割額 32,100 円 ・介護分(介護納付金賦課額) 保険料均等割額第 2 号被保険者 1 人 12,000 円 ・所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 27/100 - 出産費資金貸付制度(新設) - 口座振替加入促進キャンペーン開始(平成 24 年 3 月廃止)

18. 4 10	・医療分（基礎賦課額）保険料均等割額 33,300 円 医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 182/100 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 29/100 ・一部負担金の割合の改正 ・70 歳以上の一定以上所得者：3 割 「入院時生活療養費」の新設 「特定療養費」を廃止し、「保険外併用療養費」の新設 ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 ・70 歳未満の人 住民税非課税世帯：35,400 円 住民税課税世帯（一般）：80,100 円 + [(総医療費 - 267,000 円) × 1%] 住民税課税世帯（上位所得者）：150,000 円 + [(総医療費 - 500,000 円) × 1%] ・70 歳以上の人（外来：個人ごと） 住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）：8,000 円 住民税課税世帯（一般）：12,000 円 住民税課税世帯（一定以上所得者）：44,400 円 ・70 歳以上の人（外来 + 入院：世帯ごと） 住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）：15,000 円 住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）：24,600 円 住民税課税世帯（一般）：44,400 円 住民税課税世帯（一定以上所得者）：80,100 円 + [(総医療費 - 267,000 円) × 1%]
19. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料均等割額 35,100 円 医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 124/100 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 21/100 介護分（介護納付金賦課額）保険料賦課限度額 90,000 円 ・70 歳未満の高額療養費現物給付化（「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の交付」）
20. 4 7 10	・高齢者の医療の確保に関する法律施行 後期高齢者医療制度開始（老人保健医療制度は平成 19 年度末をもって終了） 退職者医療制度廃止（経過措置あり） ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 28,800 円、所得割額現年度住民税額の 90/100、賦課限度額 470,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,100 円、所得割額現年度住民税額の 27/100、賦課限度額 120,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 11/100 ・高額介護合算療養費（新設） ・一部負担金の割合の見直し ・義務教育就学前：2 割 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 21 年 3 月まで 1 割に据え置き ・高額療養費一部負担金の引き上げ ・70 歳以上 75 歳未満 一般自己負担限度額：62,400 円 外来（個人ごと）：24,600 円 *経過措置により平成 25 年 3 月まで、それぞれ（44,400 円）（12,000 円）に据え置き ・旧被扶養者に対する減額開始 7 特定健康診査開始 10 保険料の年金からの特別徴収開始 特定保健指導開始

21. 1	出産育児一時金 380,000 円
21. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 27,600 円、所得割額現年度住民税額の 68/100、賦課限度額 470,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 9,600 円、所得割額現年度住民税額の 26/100、賦課限度額 120,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 10/100、賦課限度額 100,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 22 年 3 月まで 1 割に据え置き
10	出産育児一時金 420,000 円（直接支払制度開始）
22. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円、所得割額現年度住民税額の 80/100、賦課限度額 500,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円、所得割額現年度住民税額の 23/100、賦課限度額 130,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額現年度住民税額の 11/100、賦課限度額 100,000 円 ・非自発的失業者の保険料の軽減措置実施 ・保険料均等割額の減額制度に 2 割減額を追加 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 23 年 3 月まで 1 割に据え置き
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の電話催告等業務委託開始
23. 4	・出産育児一時金（恒久化）420,000 円 ・国民健康保険料の賦課方式を住民税方式（当該年度分の住民税額に料率をかける方式）から旧ただし書方式（前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額 33 万円を差し引いた額に料率をかける方式）に変更 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円に据え置き、所得割額 6.13/100、賦課限度額 510,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円に据え置き、所得割額 1.96/100、賦課限度額 140,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 0.95/100、賦課限度額 120,000 円 ・賦課方式の変更に伴う経過措置実施（23、24 年度） ・後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務委託開始 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 24 年 3 月まで 1 割に据え置き
24. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,000 円、所得割額 6.28/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,200 円、所得割額 2.23/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,100 円、所得割額 1.12/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・国民健康保険料の訪問徴収業務委託開始 ・外来診療分の高額療養費現物給付化実施（「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の適用」） ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 25 年 3 月まで 1 割に据え置き

25. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,600 円、所得割額 6.02/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円、所得割額 2.34/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,000 円、所得割額 1.16/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 26 年 3 月まで 1 割に据え置き ・賦課方式変更に伴う平成 23・24 年度とは異なる新たな経過措置実施（25、26 年度）
26. 3	運動負荷検査受診料助成制度は、利用料割引制度になったため廃止
26. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 32,400 円、所得割額 6.30/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.17/100、賦課限度額 160,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,300 円、所得割額 1.04/100、賦課限度額 140,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（高齢受給者証）の一部負担金 - 現役並み所得者 3 割 - 一般、低所得者Ⅱ・Ⅰ - 昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた人 2 割 - 昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた人 2 割（特例措置により 1 割）
8	高額介護合算療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更
27. 1	高額療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更
3	保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を廃止
27. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 33,900 円、所得割額 6.45/100、賦課限度額 520,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 1.98/100、賦課限度額 170,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 0.98/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
28. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 35,400 円、所得割額 6.86/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.02/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 1.10/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
6	保険料のモバイルレジでの収納開始
29. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,400 円、所得割額 7.47/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、

29. 8	所得割額 1.96/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.09/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 ・70 歳以上の人（外来：個人ごと） 現役並み所得者世帯：57,600 円 一般：14,000 円（年間限度額 144,000 円） ・70 歳以上の人（外来＋入院：世帯単位） 一般：57,600 円 *過去 12 か月以内に自己負担限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円
30. 1	保険料支払いの口座振替登録促進のため、ペイジー口座振替受付サービス開始
30. 4	国民健康保険制度改革により東京都が新たに保険者となり、港区とともにそれぞれの役割を担う。東京都は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、港区は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課の徴収、保健事業等を引き続き担う。 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,000 円、所得割額 7.32/100、賦課限度額 580,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額 2.22/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.18/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
6	モバイルレジでクレジットカードでの収納開始
8	高額療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更 高額介護合算療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更
31. 3	高額療養費資金及び出産費資金貸付制度（廃止）
31. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.25/100、賦課限度額 610,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,300 円、所得割額 2.24/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.24/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・旧被扶養者に対する軽減措置を均等割額について、資格取得後 2 年までと変更 ・重複頻回受診等対策事業開始

令和 2. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.14/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,900 円、所得割額 2.29/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.46/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するための条例改正（適用期間 令和 2 年 1 月 1 日から） ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置を開始（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの納期限分） ・残薬調整啓発事業開始 ・保険料支払いの口座振替登録促進のため、Web 口座振替受付サービス開始 ・電子資格確認（マイナンバーカードの健康保険証利用）の運用開始（本格運用については令和 3 年 10 月 20 日開始） ・条例付則第 2 条で引用している地方税法の用語である「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に変更するための条例改正 ・保険料の L I N E P a y、P a y P a y での収納開始
3. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,800 円、所得割額 7.13/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.41/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 17,000 円、所得割額 2.13/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に係る対象期間を変更（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの納期限分）
4. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 42,100 円、所得割額 7.16/100、賦課限度額 650,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.28/100、賦課限度額 200,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 16,600 円、所得割額 2.02/100、賦課限度額 170,000 円 ・未就学児に係る被保険者均等割額（医療分・支援金分）の減額措置の導入 ・民法の一部改正（成人年齢が 20 歳から 18 歳に変更）に伴い、結核医療給付金の支給対象となる被保険者の年齢を 20 歳から 18 歳に改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に係る対象期間を変更（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの納期限分） ・保険料の a u P A Y、d 払い、J - C o i n P a y での収納開始
5. 4	・出産育児一時金 500,000 円 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 45,000 円、所得割額 7.17/100、賦課限度額 650,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 15,100 円、所得割額 2.42/100、賦課限度額 220,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 16,200 円、所得割額 2.07/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準（減額対象となる世帯の総所得金

	額等)を改正 5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+29万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+53.5万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)
5. 5	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金(適用期間:令和5年5月7日まで)
5. 8	高額療養費支給申請に係る手続の簡素化開始
6. 1	出産被保険者の保険料の減額措置を開始
6. 4	・退職者医療制度廃止 ・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額49,100円(未就学児24,550円)、所得割額8.69/100、賦課限度額650,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額16,500円(未就学児8,250円)、所得割額2.80/100、賦課限度額240,000円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額16,500円、所得割額2.36/100、賦課限度額170,000円 ・保険料減額の判定基準(減額対象となる世帯の総所得金額等)を改正 7割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円以下 5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+29.5万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+54.5万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超) ・保険料の楽天ペイでの収納開始
6. 12	・国民健康保険被保険者証(保険証)の発行を終了し、保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)での受診を基本とする仕組みに移行
7. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額47,300円(未就学児23,650円)、所得割額7.71/100、賦課限度額660,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額16,800円(未就学児8,400円)、所得割額2.69/100、賦課限度額260,000円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額16,600円、所得割額2.25/100、賦課限度額170,000円 ・保険料減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準(減額対象となる世帯の総所得金額等)を改正 5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+30.5万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+56万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超) ・LINE Payの保険料取扱は4月23日をもって終了
8. 4	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による子ども・子育て支援金分(子ども・子育て支援納付金賦課額)保険料賦課開始 ・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額47,600円(未就学児23,800円)、所得割額7.51/100、賦課限度額670,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料

	均等割額 17,600 円（未就学児 8,800 円）、所得割額 2.80/100、賦課限度額 260,000 円 ・ 介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 17,800 円、所得割額 2.43/100、賦課限度額 170,000 円 ・ 子ども・子育て支援金分（子ども・子育て支援納付金賦課額）保険料 均等割額 1,800 円※、所得割額 0.27/100、賦課限度額 30,000 円 18 歳以上均等割額 73 円 ※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の者は、均等割額を全額軽減 ・ 保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準（減額対象となる世帯の総所得金額等）を改正 5 割減額：43 万円＋（給与所得者等※の数－1）×10 万円＋31 万円×被保険者数以下 2 割減額：43 万円＋（給与所得者等※の数－1）×10 万円＋57 万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）及び公的年金等に係る所得を有するもの（公的年金等収入額が 65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超）
--	--

国民健康保険事業の運営に関する協議会		所管課	— 国保年金課																									
概 要 国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により設置された区長の諮問機関で、区長の諮問により国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。 内 容 (1) 審議事項 ① 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。 ② 療養の給付の充実及び改善に関すること。 ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること。 ④ その他、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項 (2) 委員の構成 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員</th> <th>定数</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者代表</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>保険医又は保険薬剤師代表</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>公益代表</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>被用者保険等保険者代表</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> 任期は令和 6 年 12 月 7 日から令和 9 年 12 月 6 日までです。 根拠法令等 港区国民健康保険条例 港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則 開始時期 昭和 34 年 12 月 実績表 開催状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>開催年月日</th> <th>議 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和 8 年 2 月 24 日</td> <td>港区国民健康保険条例の一部改正について</td> </tr> </tbody> </table>					委員	定数	現員	被保険者代表	8	8	保険医又は保険薬剤師代表	8	8	公益代表	8	7	被用者保険等保険者代表	3	3	計	27	26	開催回数	開催年月日	議 題	1	令和 8 年 2 月 24 日	港区国民健康保険条例の一部改正について
委員	定数	現員																										
被保険者代表	8	8																										
保険医又は保険薬剤師代表	8	8																										
公益代表	8	7																										
被用者保険等保険者代表	3	3																										
計	27	26																										
開催回数	開催年月日	議 題																										
1	令和 8 年 2 月 24 日	港区国民健康保険条例の一部改正について																										
補助金等有	・ 無			備考																								

国民健康保険趣旨普及		所管課	— 国保年金課		
概要					
国民健康保険加入者に対して、国民健康保険制度の仕組みや手続きの理解を深めてもらうため次の冊子等を発行しています。					
「港区の国保」		発行月	4月		
「港区国民健康保険ガイドブック」(外国語版)			4月		
「国保だより」			6月		
実績表					
発送件数		(単位：件)			
年度	区分	発送件数			
3		38,754			
4		38,236			
5		38,025			
6		37,652			
7		36,994			
※「港区の国保」「国保だより」は、納入通知書に同封して、6月に発送しています。					
補助金等 ⑦・無		国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金

国民健康保険料		所管課	— 国保年金課
概 要 国民健康保険料（以下「保険料」といいます。）は、みなさんが病気やケガをしたときの診療費など、様々な給付の財源となる医療給付費分（基礎賦課額）（以下「医療分」といいます。）、後期高齢者医療制度の給付の財源となる後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）（以下「支援金分」といいます。）、介護サービスの財源となる介護納付金分（介護納付金賦課額）（以下「介護分」といいます。）から成り立っています。 保険料は世帯を単位として計算され、その支払義務は世帯主にあります。世帯主本人が国民健康保険の被保険者でなくても、同一世帯に被保険者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。 内 容 1 保険料の計算 保険料は、同一世帯の国民健康保険の被保険者の人数と、被保険者の所得金額（賦課基準額※）をもとに計算します。 ※賦課基準額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合算金額から、基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません。）。令和7年度の保険料の金額は次の式で計算しました。 ・医療分 所得割額 被保険者全員の賦課基準額×7.71%＋均等割額 被保険者数×47,300円＝年間医療分保険料（賦課限度額 66万円） ・支援金分 所得割額 被保険者全員の賦課基準額×2.69%＋均等割額 被保険者数×16,800円＝年間後期高齢者支援金分保険料（賦課限度額 26万円） ・介護分（40歳～64歳） 所得割額 40歳～64歳の被保険者全員の賦課基準額×2.25%＋均等割額 40歳～64歳の被保険者数×16,600円＝年間介護分保険料（賦課限度額 17万円） ※未就学児の医療分・支援金分の均等割額は、5割軽減されます。 2 保険料の通知 6月に納入通知書を発送します。 3 保険料の納め方 保険料は、1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。納入通知書に同封した納付書又は口座振替で納めます。 ただし、被保険者全員が65歳～74歳の場合は、世帯主の年金からの徴収（特別徴収）が原則となります。 根拠法令等 港区国民健康保険条例			
補助金等 有 ・ ⑨			備 考

保険料算定階層別世帯数・被保数

(医療給費分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階 層 区 分			世帯数	被保数
		50,000 未満	18,087	20,439
50,000	～	100,000 未満	2,872	4,309
100,000	～	150,000 未満	3,337	4,156
150,000	～	200,000 未満	2,404	3,039
200,000	～	250,000 未満	1,831	2,421
250,000	～	300,000 未満	1,367	1,947
300,000	～	350,000 未満	974	1,361
350,000	～	400,000 未満	788	1,164
400,000	～	450,000 未満	545	826
450,000	～	500,000 未満	431	657
500,000	～	550,000 未満	367	578
550,000	～	600,000 未満	319	493
600,000	～	650,000 未満	233	359
650,000	～	660,000 未満	53	83
660,000			2,761	4,982
合 計			36,369	46,814

(後期高齢者支援金分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階 層 区 分			世帯数	被保数
		20,000 未満	18,284	20,698
20,000	～	40,000 未満	3,544	5,027
40,000	～	60,000 未満	3,609	4,572
60,000	～	80,000 未満	2,363	3,080
80,000	～	100,000 未満	1,739	2,393
100,000	～	120,000 未満	1,197	1,710
120,000	～	140,000 未満	926	1,351
140,000	～	160,000 未満	612	927
160,000	～	180,000 未満	475	730
180,000	～	200,000 未満	408	640
200,000	～	220,000 未満	311	477
220,000	～	240,000 未満	268	428
240,000	～	260,000 未満	220	368
260,000			2,413	4,413
合 計			36,369	46,814

保険料算定階層別世帯数・被保数

(介護納付金分)

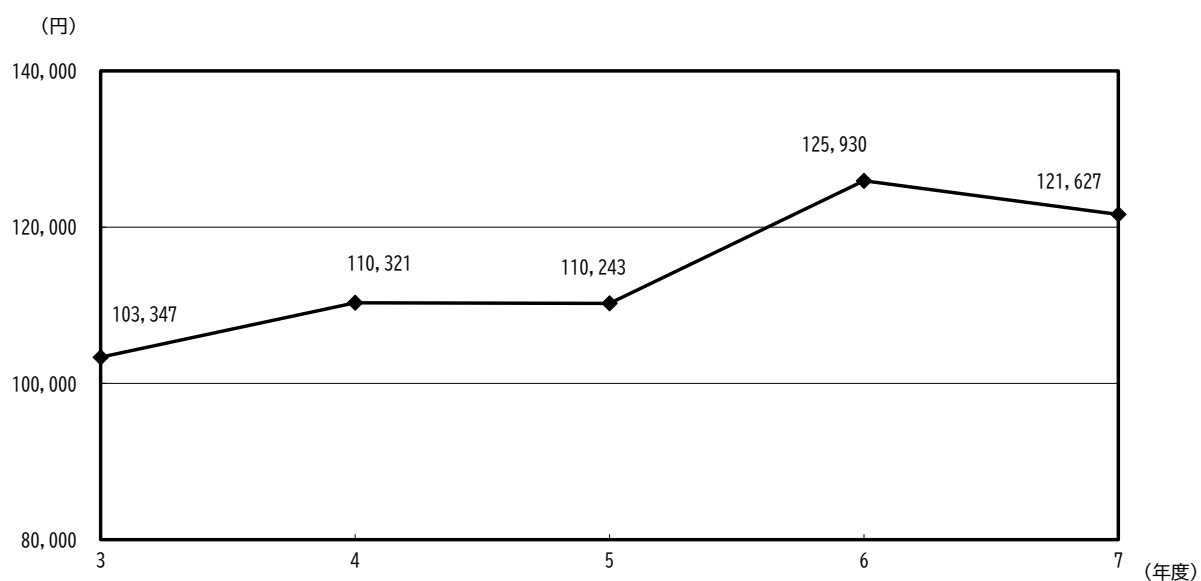
(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階 層 区 分			世帯数	被保数
10,000 未満			5,849	6,221
10,000	～	20,000 未満	3,353	3,419
20,000	～	30,000 未満	808	898
30,000	～	40,000 未満	1,169	1,343
40,000	～	50,000 未満	1,024	1,084
50,000	～	60,000 未満	734	784
60,000	～	70,000 未満	583	658
70,000	～	80,000 未満	508	583
80,000	～	90,000 未満	358	426
90,000	～	100,000 未満	315	365
100,000	～	110,000 未満	280	329
110,000	～	120,000 未満	210	254
120,000	～	130,000 未満	178	222
130,000	～	140,000 未満	143	182
140,000	～	150,000 未満	143	179
150,000		160,000 未満	104	127
160,000	～	170,000 未満	132	159
170,000			1,739	2,287
合 計			17,630	19,520

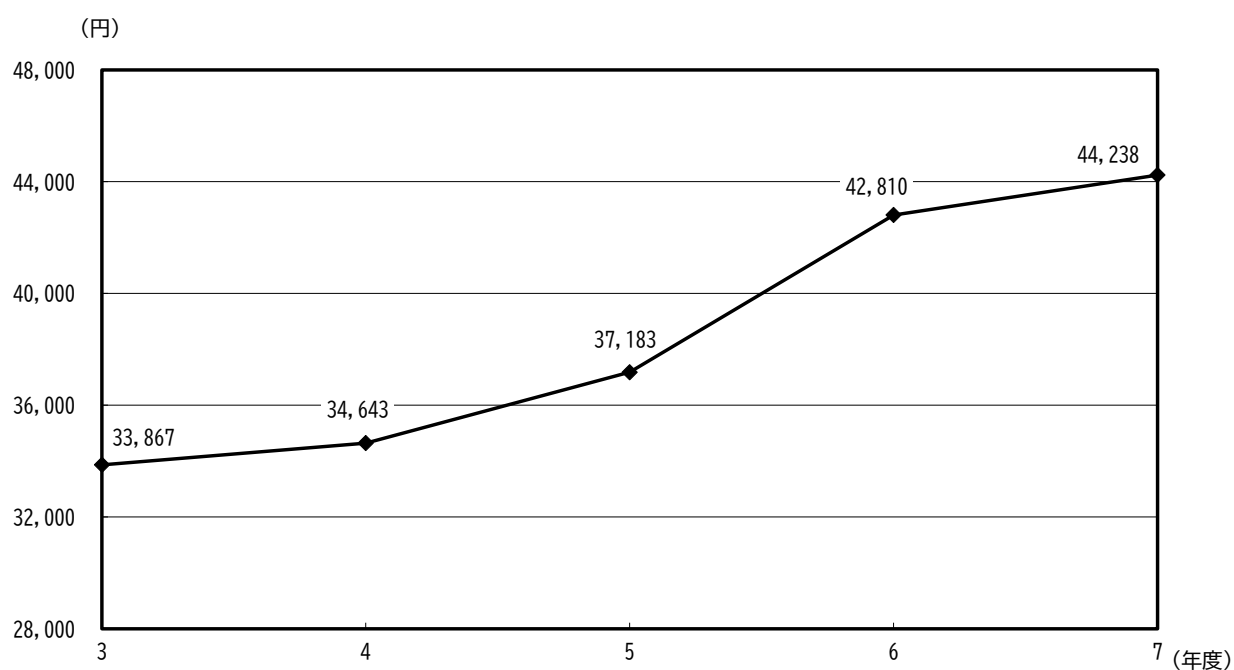
国民健康保険料年度別調定収納状況					所管課	— 国保年金課	
年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
3	現年分	7,749,492,612 (※1) (0)	6,783,720,256 (0)	32,032,273 (0)	1,774,297 (0)	963,998,059 (0)	87.80 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,879,712,717 (※1) (929,773)	386,493,249 (7,800)	3,043,081 (0)	713,298,218 (467,610)	779,921,250 (454,363)	20.74 (※2) (0.84)
	計	9,629,205,329 (929,773)	7,170,213,505 (7,800)	35,075,354 (0)	715,072,515 (467,610)	1,743,919,309 (454,363)	74.77 (0.84)
4	現年分	8,027,451,113 (※1) (0)	6,995,773,802 (0)	41,463,106 (0)	4,588,717 (0)	1,027,088,594 (0)	87.42 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,689,628,004 (※1) (454,363)	372,949,550 (0)	2,729,069 (0)	654,986,521 (454,363)	661,691,933 (0)	22.22 (※2) (0)
	計	9,717,079,117 (454,363)	7,368,723,352 (0)	44,192,175 (0)	659,575,238 (454,363)	1,688,780,527 (0)	76.12 (0)
5	現年分	8,054,221,130 (※1) (0)	7,000,776,550 (0)	35,367,931 (0)	259,734 (0)	1,053,184,846 (0)	87.17 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,638,291,022 (※1) (0)	433,321,940 (0)	2,253,795 (0)	466,315,054 (0)	738,654,028 (0)	26.51 (※2) (0)
	計	9,692,512,152 (0)	7,434,098,490 (0)	37,621,726 (0)	466,574,788 (0)	1,791,838,874 (0)	76.92 (0)
6	現年分	8,907,318,279 (※1)	7,670,483,026	40,091,842	1,062,351	1,235,772,902	86.36 (※2)
	滞納 繰越分	1,743,411,040 (※1)	369,007,216	2,672,418	562,656,064	811,747,760	21.23 (※2)
	計	10,650,729,319	8,039,490,242	42,764,260	563,718,415	2,047,520,662	75.70
7	現年分	8,629,083,769 (※1)	7,496,970,311	39,109,697	3,180,975	1,129,432,964	87.11 (※2)
	滞納 繰越分	1,986,255,540 (※1)	509,785,592	4,571,431	560,920,025	915,555,798	25.74 (※2)
	計	10,615,339,309	8,006,755,903	43,681,128	564,101,000	2,044,988,762	75.62

(※1)居所不明分調定を含みます。(※2)居所不明分調定を差し引いた収納率です。
(注1)令和3～5年度の()内は退職被保険者等分で内数です。
(注2)収納額は還付未済額を除いた数値です。
(注3)介護保険法により第2号被保険者に賦課された介護納付金分も含みます。
(注4)出納閉鎖後の数値です。

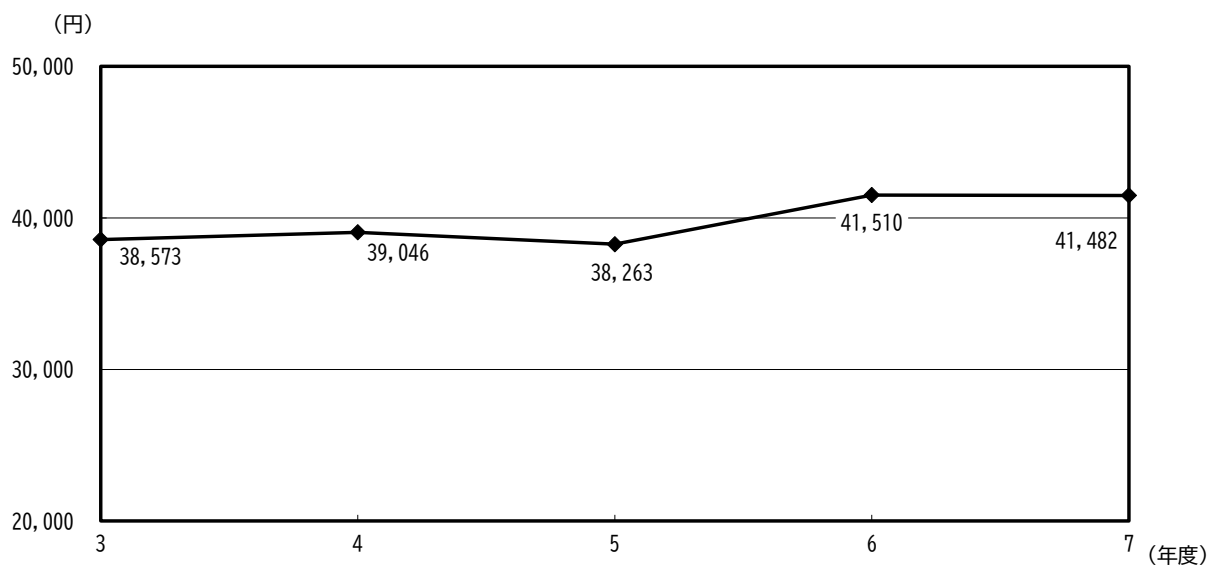
年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（医療分）



年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（支援金分）



年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（介護分）



補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

国民健康保険料の減免制度	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

内容

(1) 減 額

前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。

(2) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(3) 旧被扶養者に対する減額

被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者（65 歳以上 75 歳未満）が国保に加入した場合は、申請により減額します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱

実績表

保険料の年度別減免状況

(単位 世帯数：世帯、金額：円)

年度 種別	3		4		5	
	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額
減 額	19,571 (0)	753,408,428 (0)	20,208 (0)	802,629,224 (0)	20,223 (0)	869,622,054 (0)
コロナ減免	595 (0)	98,535,669 (0)	164 (0)	27,066,139 (0)		
免 除	22 (0)	1,605,244 (0)	27 (0)	2,101,354 (0)	19 (0)	589,789 (0)
旧被扶養者	158	6,605,214	182	6,377,506	207	10,779,311
合 計	20,346 (0)	860,154,555 (0)	20,581 (0)	838,174,223 (0)	20,449 (0)	880,991,154 (0)

年度 種別	6		7	
	世帯数	金 額	世帯数	金 額
減 額	20,003	922,209,808	19,574	875,709,470
コロナ減免				
免 除	22	939,176	24	2,404,523
旧被扶養者	216	8,381,840	182	10,051,400
合 計	20,241	931,530,824	19,780	888,165,393

※介護納付金分も含みます。

※下段（ ）内は退職被保険者等分で内数です（令和5年度まで）。

※コロナ減免は令和4年度で終了しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 国基準による	補助金名等	保険基盤安定負担金
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------	-----------

非自発的失業者の保険料の軽減措置		所管課	各総合支所区民課 国保年金課																			
概要 リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。 内容 対象者の前年の給与所得を、100 分の 30 として保険料を算定します。 （ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常の額を用いて算定します。） 対象者 (1) 65 歳未満の雇用保険の特定受給資格者 （倒産、解雇等の事業主都合により離職した人） (2) 65 歳未満の雇用保険の特定理由離職者 （雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人） ※適用期間中に 65 歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。 ※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。 ※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。 軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。 根拠法令等 港区国民健康保険条例 実績表 保険料の年度別軽減措置状況 <table><tr><th>年度</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th></tr><tr><td>世帯数（世帯）</td><td>690</td><td>496</td><td>484</td><td>528</td><td>573</td></tr><tr><td>被保険者数（人）</td><td>693</td><td>496</td><td>486</td><td>528</td><td>577</td></tr></table>					年度	3	4	5	6	7	世帯数（世帯）	690	496	484	528	573	被保険者数（人）	693	496	486	528	577
年度	3	4	5	6	7																	
世帯数（世帯）	690	496	484	528	573																	
被保険者数（人）	693	496	486	528	577																	
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金																	

出産被保険者の保険料の減額措置		所管課	各総合支所区民課													
			国保年金課													
概要 出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料を減額する制度です。																
内容 出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料の所得割額と均等割額を免除します。単胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分、多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が対象となります。																
根拠法令等 港区国民健康保険条例																
開始時期 令和6年1月1日																
実績表 保険料の年度別減額措置状況 <table><tr><th>年度</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th></tr><tr><td>世帯数（世帯）</td><td>68</td><td>285</td><td>284</td></tr><tr><td>被保険者数（人）</td><td>68</td><td>285</td><td>284</td></tr></table>					年度	5	6	7	世帯数（世帯）	68	285	284	被保険者数（人）	68	285	284
年度	5	6	7													
世帯数（世帯）	68	285	284													
被保険者数（人）	68	285	284													
補助金等 ⑦・無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 国基準による	補助金名等 産前産後保険料負担金												

弁護士による国民健康保険料の納付相談	所管課	—							
		国保年金課							
目 的 滞納被保険者に対する専門的な相談・支援体制においては、保険料徴収に係る債権債務関係に関する法的な問題だけでなく、貧困に至るまでの家庭環境の複合的な課題に対するためにも高度に専門的な能力が求められる。これらの課題に適切に対応することができるよう、実績のある弁護士事務所（チーム）に対し、専門的な「催告・納付相談」業務を委託して区の支援体制の拡充を図る。 事業内容 国民健康保険料に滞納があり、納付に課題がある区民を対象に、弁護士による納付相談を実施。 相談は弁護士が被保険者の国民健康保険料等に関する納付相談に対応し、適切なアドバイス等を行いながら、生活再建に向けた支援を行う。また、納付相談会の日程以外にも、滞納被保険者に対して個別の督促等を行い、区の収納業務の充実及び適正化を支援する。 根拠法令等 開始時期 令和7年8月 実績表 相談会参加者数 <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>被保険者数（人）</td> <td>41</td> </tr> </table>						年度	7	被保険者数（人）	41
年度	7								
被保険者数（人）	41								
補助金等有	・	無		備考					

国民健康保険療養の給付		所管課	— 国保年金課		
概要					
被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「マイナンバーカード」を持参し、電子資格確認を受けるか、「資格確認書」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます。これを現物給付といいます。（令和6年12月2日から被保険者証の発行が終了しました。）					
内容					
(1) 給付の内容					
① 診察					
② 薬剤又は治療材料の支給					
③ 処置、手術、その他の治療					
④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護					
⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護					
(2) 給付の割合					
年齢		一部負担金の割合			
70 歳以上		2 割（現役並み所得者 3 割）			
義務教育就学前		2 割			
上記以外		3 割			
根拠法令等					
国民健康保険法					
港区国民健康保険条例					
港区国民健康保険条例施行規則					
実績表					
P359～361 を参照。					
補助金等 ⑦ 有 ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金

国民健康保険療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。これを現金給付といいます。

内容

- (1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
(柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)
- (2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。
- (3) 緊急、その他やむを得ない理由によりマイナ保険証、資格確認書を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実績表

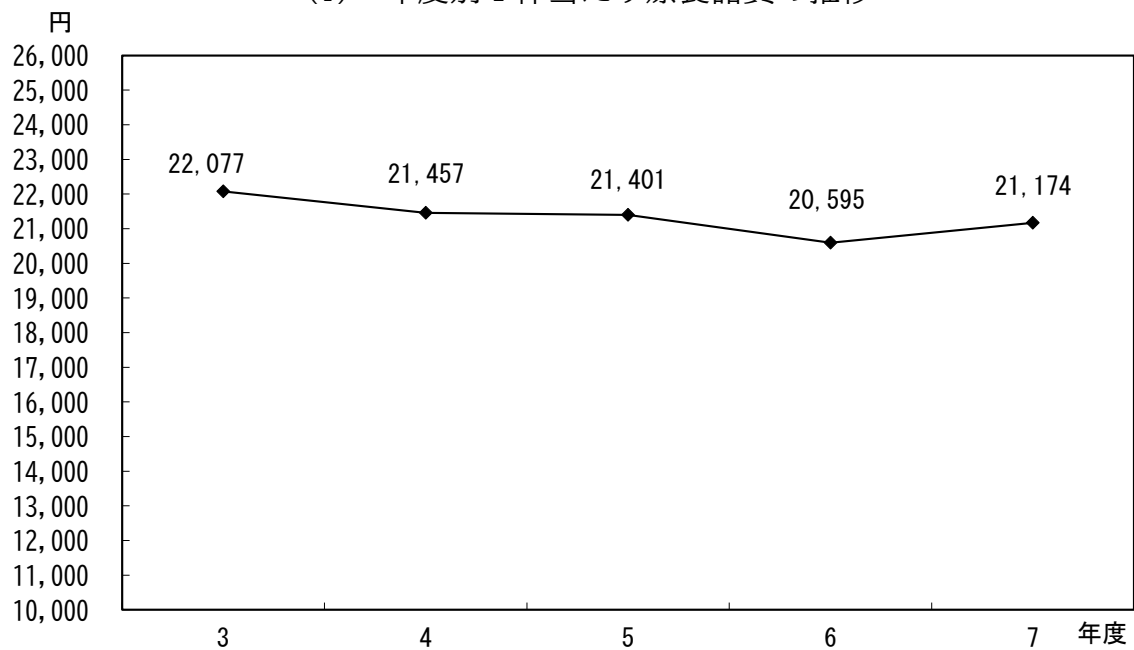
療養費の年度別給付状況

(単位 件数：件、金額：円)

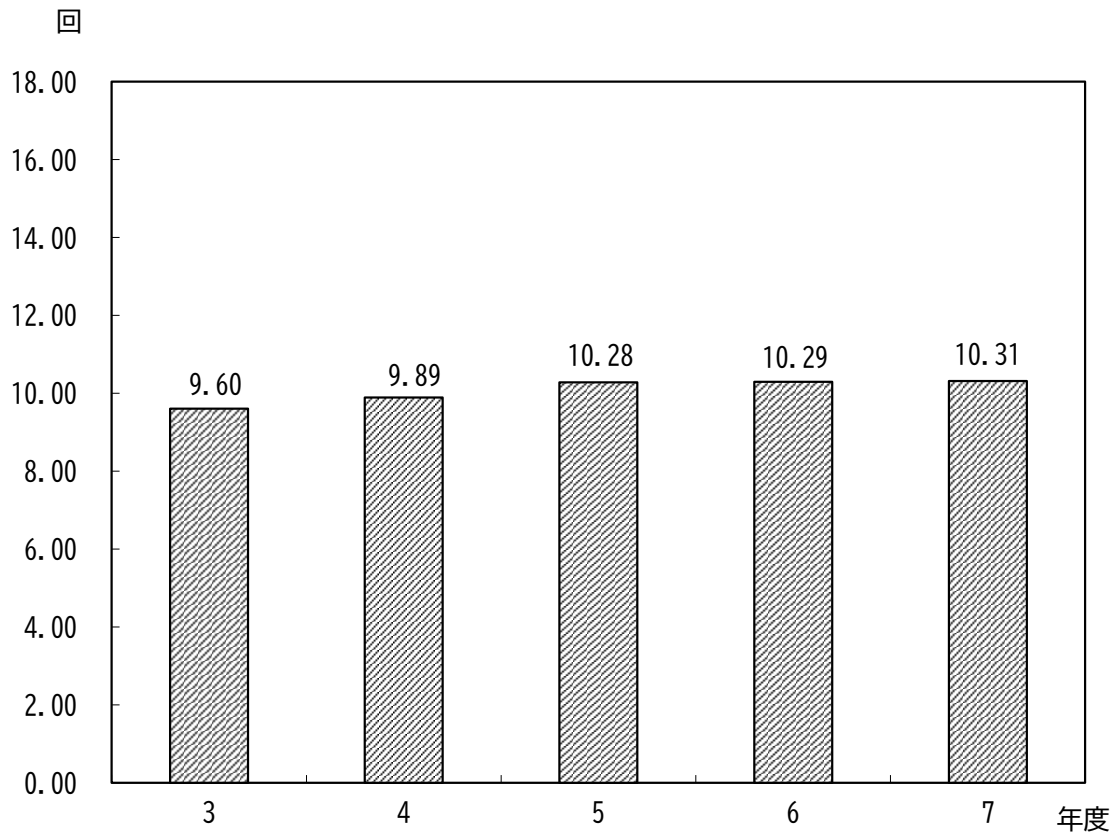
年度	件数 金額	一般診療	柔道整復	はり・きゅう あんま マッサージ	補装具	生血	計
3	件数	1,257	12,769	1,731	435	0	16,192
	金額	20,077,330	62,588,790	33,140,942	12,431,885	0	128,238,947
4	件数	1,074	12,152	1,999	417	0	15,642
	金額	14,051,038	58,457,042	35,534,267	12,802,002	0	120,844,349
5	件数	1,332	11,569	2,093	381	0	15,375
	金額	29,497,840	54,953,207	37,568,570	11,797,080	0	133,816,697
6	件数	1,347	11,618	2,064	389	0	15,418
	金額	29,157,857	55,862,860	41,310,084	12,803,681	0	139,134,482
7	件数	1,855	10,510	2,031	405	0	14,801
	金額	26,209,975	50,395,894	41,939,697	13,149,041	0	131,694,607

療養諸費の診療内容推移

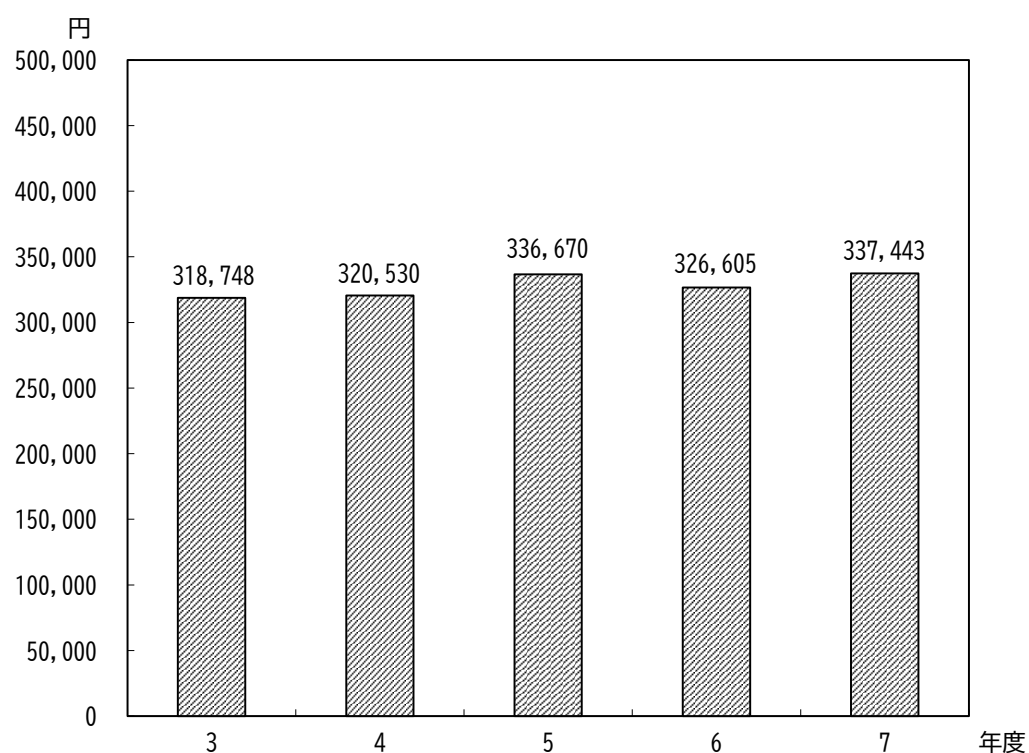
(1) 年度別 1 件当たり療養諸費の推移



(2) 年度別 1 人当たり受診回数の推移



(3) 年度別 1 人当たり療養諸費の推移



診療報酬の審査及び支払手数料等件数

(単位：件)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
審査手数料	737,373	746,175	773,431	770,558	753,302
療養費審査手数料	15,924	15,459	15,200	15,057	14,314
レセプト電算処理手数料	721,449	730,716	758,231	755,501	738,988
審査支払手数料	721,449	730,716	758,231	755,501	738,988
処理手数料	721,457	730,748	758,235	755,501	738,988

療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療 養 の 給 付 諸 費	年 度		3		4		5	
	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	療 養 の 給 付	入 院 外	376,104	6,594,152	382,369	6,683,498	393,687	6,695,700
		入 院	7,908	5,084,180	7,228	4,774,675	7,469	5,097,026
		歯 科	105,170	1,349,953	105,212	1,360,152	105,274	1,358,414
		薬 剤	227,529	2,661,635	233,873	2,685,414	250,640	2,871,775
		計	716,711	15,689,919	728,682	15,503,740	757,070	16,022,914
	食事療養		※(7,394)	167,592	※(6,714)	150,481	※(7,036)	159,627
	訪問看護		2,408	199,004	2,685	207,030	2,834	223,076
	療養費等		16,193	177,299	15,642	167,164	15,375	186,175
合 計		735,312	16,233,815	747,009	16,028,414	775,279	16,591,793	
療 養 の 給 付 諸 費	年 度		6		7		※食事療養件数については 入院件数の再掲です。	
	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額		
	療 養 の 給 付	入 院 外	386,737	6,310,068	379,207	6,186,088		
		入 院	7,031	4,732,422	7,033	4,999,516		
		歯 科	103,012	1,333,081	101,402	1,307,397		
		薬 剤	250,679	2,796,571	248,026	2,823,637		
		計	747,459	15,172,143	735,668	15,316,638		
	食事療養		※(6,637)	152,768	※(6,726)	162,617		
	訪問看護		3,065	255,851	3,418	300,714		
	療養費等		15,419	193,909	14,801	182,905		
合 計		765,943	15,774,672	753,887	15,962,875			

療養諸費の負担額

(単位：千円)

		年度		3	4	5	6	7
区分								
療 養 の 給 付 諸 費	療 養 の 給 付	保 險 者 負 担	11,620,283	11,463,359	11,830,008	11,213,237	11,330,152	
		被 保 險 者 負 担	3,860,409	3,807,367	4,001,771	3,836,912	3,806,948	
		他 法 負 担	575,823	590,526	573,839	530,613	642,870	
		計	16,056,515	15,861,251	16,405,618	15,580,762	15,779,969	
	療 養 費 等	保 險 者 負 担	128,361	120,844	133,817	139,146	131,696	
		被 保 險 者 負 担	48,938	46,319	52,358	54,764	51,211	
		他 法 負 担	0	0	0	0	0	
		計	177,299	167,164	186,175	193,910	182,906	
	合 計		16,233,815	16,028,414	16,591,793	15,774,672	15,962,875	

令和3～5年度は、一般被保険者及び退職被保険者の合計（退職被保険者は実績なし）

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険その他の医療給付		所管課	各総合支所区民課																			
			国保年金課																			
概要																						
国民健康保険療養の給付（現物給付）及び療養費（現金給付）のほか、その他の医療給付として、保険外併用療養費及び訪問看護療養費があります。これらについては、概念上は療養費ですが、診療報酬請求による現物給付により支給されます。																						
また、移送費については、後日、保険者からの現金の支払いを受ける現金給付の制度です。																						
内容																						
(1) 保険外併用療養費																						
保険給付として評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）について、それぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。																						
(2) 訪問看護療養費																						
医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。																						
(3) 移送費																						
患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。																						
根拠法令等																						
港区国民健康保険条例																						
港区国民健康保険条例施行規則																						
実績表																						
(1) 保険外併用療養費																						
P361 療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。																						
(2) 訪問看護療養費																						
P361 療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。																						
(3) 移送費給付状況																						
<table><tr><td>年度 区分</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>金額（円）</td><td>122,190</td><td>0</td><td>0</td><td>10,890</td><td>0</td></tr></table>					年度 区分	3	4	5	6	7	件数（件）	1	0	0	1	0	金額（円）	122,190	0	0	10,890	0
年度 区分	3	4	5	6	7																	
件数（件）	1	0	0	1	0																	
金額（円）	122,190	0	0	10,890	0																	
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金																	

国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予		所管課	各総合支所区民課		
			国保年金課		
概要					
被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が一時的に著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。 ※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。					
内容					
(1) 要件					
次のいずれかに該当したことによって生活が一時的に著しく困難になった場合に減額・免除又は徴収猶予できます。					
① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。					
② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。					
③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。					
④ その他上記に類する理由があるとき。					
(2) 手続					
世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。					
(3) 期間					
減額・免除については、3か月以内です。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。					
徴収猶予については、6か月以内です。					
根拠法令等					
港区国民健康保険条例					
港区国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の事務取扱要綱					
実績表					
医療費の年度別一部負担金の減額・免除と徴収猶予状況 (単位 件数：件、金額：円)					
年度	件数・金額	減額	免除	猶予	合計
3	件数	0	6	0	6
	金額	0	12,978	0	12,978
4	件数	0	15	0	15
	金額	0	152,361	0	152,361
5	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
6	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
7	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
補助金等有・ 				備考	

国民健康保険高額療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要
医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内容
(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）（令和8年4月1日時点）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

（※1）同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人が対象です（低所得Ⅰ以外の人）。
（※2）同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得（年金所得は控除額を806,700 円として計算、給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除し計算）が 0 円となる人が対象です。
（※3）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、140,100 円です。
（※4）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、93,000 円です。
（※5）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、44,400 円です。
（※6）年間（8 月～翌年 7 月）の限度額は 144,000 円です。基準日（7 月 31 日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。
（※7）過去 12 か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は 44,400 円です。

(2) 自己負担限度額【70 歳未満】（月額）（令和 8 年 4 月 1 日時点）

所得区分（賦課基準額）	年 3 回目までの限度額	年 4 回目以降
ア （901 万円超）	252,600 円 + （総医療費 - 842,000 円） × 1%	140,100 円
イ （600 万円超～901 万円以下）	167,400 円 + （総医療費 - 558,000 円） × 1%	93,000 円
ウ （210 万円超～600 万円以下）	80,100 円 + （総医療費 - 267,000 円） × 1%	44,400 円
エ （210 万円以下）	57,600 円	44,400 円
オ （住民税非課税世帯）	35,400 円	24,600 円

(1)(2) 共通

※70 歳以上、70 歳未満とも自己負担限度額は毎年 8 月診療分から所得判定年度が変更されます。

※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し（同じ病院・診療所でも歯科は別計算）、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70 歳未満の場合、同一世帯で同じ月に 1 か月の一部負担金が 21,000 円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70 歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去 12 か月以内に 4 回以上高額療養費に該当する場合、4 回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証（70 歳未満の住民税課税世帯の人、70 歳以上 74 歳未満で課税所得 145 万円以上 690 万円未満の住民税課税世帯の人）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の人）」を交付します（毎年 8 月更新）。「限度額適用認定証」等がなくても、オンラインで自己負担限度額を確認できる医療機関があります。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病（先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する H I V 感染症）の場合、自己負担限度額は 1 か月 10,000 円（人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000 円）。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です（2 年ごと 10 月更新、70 歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年 8 月更新）。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する 65 歳以上の人の生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位：円)

		標準負担額 (入院時食事代) (1食)	生活療養標準負担額 (65歳以上)	
			食事代 (1食)	居住費 (1日)
一般（下記以外の人）		550(510)	550(510)	430(370)
住民税非課税世帯 (69歳まで)及び低 所得Ⅱの人(70歳～ 74歳)	過去 12 か月の入院日数 が 90 日までの入院	270(240)	270(240)	
	過去 12 か月の入院日数 が 90 日を超える入院(再 度申請が必要)	220(190)		
低所得Ⅰの人(70歳～74歳)		130(110)	160(140)	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

※()内の金額は令和8年5月31日までの金額です。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実績表

(1) 高額療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：千円)

年度		3		4		5	
区分	件	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高額療養費		24,474	1,554,318	23,383	1,449,544	26,060	1,660,934
		0	0	0	0	0	0
計		24,474	1,554,318	23,383	1,449,544	26,060	1,660,934

年度		6		7	
区分	件	件数	金額	件数	金額
高額療養費		23,751	1,525,686	24,022	1,583,157
計		23,751	1,525,686	24,022	1,583,157

※高額療養費の令和3～5年度は上段：一般被保険者、下段：退職被保険者等

(2) 「特定疾病療養受療証」の発行状況《該当者数》

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
人数	126	121	117	111	110

(3) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70 歳未満）
（単位：件）

年度 区分	3	4	5	6	7
ア	115	132	108	97	70
イ	53	59	44	44	39
ウ	301	259	220	189	149
エ	719	663	609	485	386
オ	1,053	1,044	998	912	795

(4) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70 歳以上 75 歳未満）
（単位：件）

年度 区分	3	4	5	6	7
現役並みⅡ	29	34	20	13	9
現役並みⅠ	96	87	63	42	41
低所得Ⅱ	528	540	515	470	366
低所得Ⅰ	299	288	272	241	226

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
---------------	------------	-----------------	------------	-------	----------------------

国民健康保険高額介護合算療養費	所管課	—
		国保年金課

概要

国民健康保険の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（年額）（表1）

所得区分	自己負担限度額
現役並みⅢ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
現役並みⅡ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
現役並みⅠ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般（課税所得 145 万円未満等）	56 万円
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）	31 万円
低所得Ⅰ（住民税非課税で所得が一定以下）	19 万円（※）

※介護保険サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円になります。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】（年額）（表2）

所得区分（賦課基準額）	自己負担限度額
ア（901 万円超）	212 万円
イ（600 万円超～901 万円以下）	141 万円
ウ（210 万円超～600 万円以下）	67 万円
エ（210 万円以下）	60 万円
オ（住民税非課税世帯）	34 万円

支給要件等

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

高額療養費と同様、70歳～74歳の方は全ての一部負担金が、70歳未満の方については 21,000 円以上的一部負担金が合算対象となります。

高額療養費又は高額介護サービス費が支給されている場合、計算期間に生じた医療保険又は介護保険の一部負担金額から、高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額に相当する額を差し引いた額が自己負担となります。

当該世帯に 70 歳～74 歳の人と 70 歳未満の人が混在する場合には、まず 70 歳～74 歳の方の自己負担の合算額に、表 1 の区分の自己負担限度額が適用された後、なお残る負担額と、70 歳未満の方の自己負担の合算額とを合算した額に、表 2 の区分の自己負担限度額が適用されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実 績 表

高額介護合算療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：円)

年度 区分	3		4		5		6		7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高額介護合算療養費	45	1,284,710	49	1,376,682	40	1,706,826	58	1,977,825	60	1,987,347
	0	0	0	0	0	0				
計	45	1,284,710	49	1,376,682	40	1,706,826	58	1,977,825	60	1,987,347

※高額介護合算療養費の令和3～5年度は上段：一般被保険者、下段：退職被保険者

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給				所管課		各総合支所区民課				
						国保年金課				
概 要										
国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。 また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。										
内 容										
(1) 出産育児一時金										
国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき、令和5年4月1日以降に出産した場合は50万円、令和5年3月31日までに出産した場合は42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金を差し引いた額の支払いで済みます。										
妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。										
(2) 葬祭費										
国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。										
根拠法令等										
港区国民健康保険条例										
港区国民健康保険条例施行規則										
開始時期										
昭和34年12月										
実 績 表										
年度別支給状況										
(単位 件数：件、金額：万円)										
年度 区分	3		4		5		6		7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
出産育児一時金給付	276	11,640	244	10,412	280	13,842	275	14,069	243	12,351
葬 祭 費 給 付	176	1,232	193	1,351	180	1,260	164	1,148	146	1,022

国民健康保険結核・精神医療給付金		所管課		各総合支所区民課		
				国保年金課		
概 要						
結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 37 条の 2）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（18 歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。						
精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 54 条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。						
根拠法令等						
港区国民健康保険条例						
港区結核・精神医療給付金の支給に関する規則						
開始時期						
平成 7 年 7 月						
実 績 表						
(1) 受給者証交付				(単位：件)		
年度 区分		3	4	5	6	7
結核医療給付金受給者証		1	4	0	3	1
国保受給者証（精神通院）		858	1,037	1,075	1,058	1,267
(2) 結核・精神医療給付金						
年度 区分		3	4	5	6	7
件 数 (件)		11,557	12,150	11,883	12,424	14,462
支 給 額 (円)		12,731,357	13,512,060	13,439,330	13,605,949	14,617,105
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金

国民健康保険高齢受給者証		所管課	各総合支所区民課										
			国保年金課										
概 要 国民健康保険の被保険者が満 70 歳になると、保険医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が 2 割又は 3 割（一定以上の所得を有する人）になります。一部負担金の割合を確認する書類として、マイナ保険証を保有している人には資格情報通知書、マイナ保険証を保有していない人などには、高齢受給者証が交付されます。医療機関等を利用する際は、マイナ保険証により電子資格確認を受けるか（電子資格確認を受けられない医療機関等を利用する際は併せて資格情報通知書を持参）、資格確認書と高齢受給者証を併せて提示し、自己負担額を支払います。 内 容 (1) 対象者 国民健康保険に加入している 70 歳～74 歳の人。 70 歳の誕生月の翌月 1 日から適用されます。ただし、1 日生まれの人は誕生月から適用されます。 (2) 一部負担金の割合の判定 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>判定基準</th> <th>自己負担割合</th> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>本人及び同一世帯に 70 歳～74 歳の国保被保険者で住民税課税所得が 145 万円以上の人がある人</td> <td>3 割（※）</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>上記以外の人</td> <td>2 割</td> </tr> </table> ※本人及び同一世帯の 70 歳～74 歳の国保被保険者の賦課基準額（P347 参照）の合計額が 210 万円以下であれば 2 割となります。 ※上記判定基準により 3 割（現役並み所得者）と判定されても、収入金額が下記の条件を満たす場合は申請により 2 割となります。（港区で収入金額が確認できる場合は申請不要です。） ●本人及び同一世帯において、70 歳～74 歳の国保被保険者が ・ 1 人で、年間の総収入が 383 万円未満 ・ 2 人以上で、合計した年間の総収入が 520 万円未満 ・ 同一世帯の 70 歳～74 歳の国保被保険者と、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の合計した年間の総収入が 520 万円未満 ※ 8 月～12 月は前年の、1 月～7 月は前々年の収入金額が適用されます。 根拠法令等 国民健康保険法 開始時期 平成 14 年 10 月						判定基準	自己負担割合	現役並み所得者	本人及び同一世帯に 70 歳～74 歳の国保被保険者で住民税課税所得が 145 万円以上の人がある人	3 割（※）	一般	上記以外の人	2 割
	判定基準	自己負担割合											
現役並み所得者	本人及び同一世帯に 70 歳～74 歳の国保被保険者で住民税課税所得が 145 万円以上の人がある人	3 割（※）											
一般	上記以外の人	2 割											
補助金等有	・ ☒ 無			備 考									

特定健康診査		所管課	— 国保年金課	
概要 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査で、生活習慣病の予防と早期発見のために港区（保険者）が実施します。 内容 (1) 対象者 実施年度の4月1日における国民健康保険加入者で、当該年度において 40 歳以上健診受診日現在 75 歳未満の人 (2) 実施期間 毎年7月1日から1月31日まで 令和7年度までは、7月1日から11月30日まで行っていましたが、令和8年度から期間を変更しました。 (3) 実施場所 港区医師会所属の健康診査実施医療機関 (4) 実施方法 「特定健康診査受診券」「質問票」「健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記(1)の対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「マイナ保険証」「資格確認書」のうち一つを持参の上、受診します。 (5) 検査項目 ① 基本的な健診（必須項目）・・・全員に行います。 ア 問診等 イ 血中脂質検査 ウ 血糖検査 エ 肝機能検査 オ 尿検査 ② 詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。 ア 貧血検査 イ 心電図検査 ウ 眼底検査 エ 胸部X線検査 オ 血清クレアチニン検査 (6) 結果の説明 健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。 根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱 開始時期 平成 20 年 7 月 1 日				
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1／3	都負担割合 1／3	区負担割合 1／3	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金

令和7年度 特定健康診査実施状況

	年齢階層	性別	受診者		検査結果		尿検査			
			基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性	
令和7年度 特定健康診査総数		男	3,967	3,960	271	3,696	194	315	158	
		女	7,287	7,257	793	6,493	163	182	885	
		計	11,254	11,217	1,064	10,189	357	497	1,043	
国民健康保険	40～44歳	男	263	262	43	220	6	4	7	
		女	572	566	175	396	17	8	64	
		計	835	828	218	616	23	12	71	
	45～49歳	男	346	345	30	316	7	7	8	
		女	653	647	160	493	21	5	86	
		計	999	992	190	809	28	12	94	
	50～54歳	男	469	465	38	431	24	24	12	
		女	873	868	139	734	19	10	90	
		計	1,342	1,333	177	1,165	43	34	102	
	55～59歳	男	483	482	45	438	15	32	19	
		女	936	928	92	844	15	18	88	
		計	1,419	1,410	137	1,282	30	50	107	
	60～64歳	男	616	616	35	581	36	55	21	
		女	1,043	1,038	80	963	15	24	116	
		計	1,659	1,654	115	1,544	51	79	137	
	65～69歳	男	757	757	41	716	41	76	32	
		女	1,305	1,305	66	1,239	33	43	173	
		計	2,062	2,062	107	1,955	74	119	205	
	70～74歳	男	1,033	1,033	39	994	65	117	59	
		女	1,905	1,905	81	1,824	43	74	268	
		計	2,938	2,938	120	2,818	108	191	327	

参 考 資 料

令和7年度 後期高齢者医療制度 （長寿医療制度）の基本 健診	性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性
	男	3,343	3,343	81	3,262	365	424	336
	女	6,260	6,260	208	6,052	478	342	958
	計	9,603	9,603	289	9,314	843	766	1,294

令和7年度 港区の特定健康診査実施率		40.2%	
特定健康診査対象者数	29,434	特定健康診査実施者数	11,254
年度途中における資格喪失者数	△3,669	実施者数の内、年度途中における資格喪失者数	△ 902
計	25,765	計	10,352

(単位：人)

所 見 内 容 (延 数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障 害	肥満	高脂血症	高尿酸 血 症	その他
1,738	773	1,659	1,006	446	975	1,189	2,414	804	1,157
2,007	1,132	2,541	1,039	836	1,899	952	4,461	197	2,295
3,745	1,905	4,200	2,045	1,282	2,874	2,141	6,875	1,001	3,452
54	28	51	84	10	20	75	150	54	60
40	48	63	47	80	72	62	178	6	136
94	76	114	131	90	92	137	328	60	196
91	45	96	112	25	39	122	208	83	71
67	65	108	67	99	120	78	263	9	145
158	110	204	179	124	159	200	471	92	216
134	65	150	143	36	72	150	298	95	123
137	98	218	134	118	162	110	455	17	244
271	163	368	277	154	234	260	753	112	367
185	75	169	137	43	93	156	288	84	121
189	119	314	174	102	205	136	588	25	272
374	194	483	311	145	298	292	876	109	393
274	103	267	154	69	168	194	406	134	180
245	182	386	154	109	289	112	691	25	344
519	285	653	308	178	457	306	1,097	159	524
408	168	359	164	92	229	207	454	162	236
494	231	566	188	123	401	189	910	45	470
902	399	925	352	215	630	396	1,364	207	706
592	289	567	212	171	354	285	610	192	366
835	389	886	275	205	650	265	1,376	70	684
1,427	678	1,453	487	376	1,004	550	1,986	262	1,050

(単位：人)

所 見 内 容 (延 数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障 害	肥満	高脂血症	高尿酸 血 症	その他
2,086	1,318	1,924	542	963	1,561	683	1,830	605	1,176
3,721	2,142	3,129	778	1,335	2,782	979	4,027	321	2,407
5,807	3,460	5,053	1,320	2,298	4,343	1,662	5,857	926	3,583

メタボ判定

(単位：人)

特定健康診査実施者数	11,254
メタボ基準該当者	1,563
メタボ予備群該当者	1,176
メタボ非該当者	8,514

※判定不能者は、該当者、非該当者数に含まれていません。
 ※メタボの判定方法については、メタボリックシンドローム
 判定基準により医師が判断しています。

特定保健指導	所管課	—
		国保年金課

概要

特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した健康診査）を受診した結果、生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対して、保健指導を実施します。

内容

(1) 対象者

特定健康診査を受診した人の中で、以下の基準により生活習慣の改善の必要性があると判定された「動機付け支援」及び「積極的支援」対象者

特定保健指導のグループわけ

ステップ 1				ステップ 2	
A	腹囲	男性	85cm以上	①	空腹時血糖値 100mg/dl以上又は HbA1c 5.6%以上
		女性	90cm以上		
B	腹囲	男性	85cm未満	②	中性脂肪 150mg/dl以上又は HDL(善玉)コレステロール40mg/dl未満
		女性	90cm未満		
			かつBMIが25以上の人		③
C	AにもBにも当てはまらない人			④	現在たばこを習慣的に吸っていて、 ①～③の項目に1つでも該当している

ステップ3		ステップ1とステップ2の結果を表にあてはめます			
		ス テ ッ プ 2 (健 診 結 果)			
		3つ以上 あてはまる	2つ あてはまる	1つ あてはまる	あてはまる 項目なし
ステップ1 (腹囲)	A	積極的支援	積極的支援	動機付け支援	情報提供
	B	積極的支援	動機付け支援	動機付け支援	情報提供
	C	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供

※65歳～74歳の方は、積極的支援のグループに該当しても、動機付け支援となります。

※医療機関で糖尿病・高血圧・脂質異常で薬剤治療を受けている人は、特定保健指導の対象外になります。

※医師の判断等で、判定が変わることがあります。

※「情報提供」は、特定健康診査の受診者全員に行われます。

(2) 実施時期

毎年11月開始

(3) 実施場所

区有施設等

(4) 実施内容

保健師や管理栄養士などの専門家が、生活習慣を改善するために必要な事柄について面談を行います。その後、電話や手紙等によって支援を行い、3か月又は6か月後にはどの程度達成ができたのかをアンケート等で評価をします。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条
港区国民健康保険特定保健指導事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 10 月

実績表

特定保健指導実施状況

(単位：人)

年 度		3	4	5	6	7
区 分						
積極的支援	対象者	472	356	382	363	339
	初回面談 終了者	28	59	33	50	38
	最終終了者	21	42	23	34	※
動機付け支援	対象者	939	719	772	734	717
	初回面談 終了者	117	130	116	158	109
	最終終了者	116	138	114	157	※
対象者計（A）		1,411	1,075	1,154	1,097	1,056
最終終了者計（B）		137	180	137	185	※
特定保健指導実施率（B／A）		9.7%	16.7%	11.9%	17.0%	※

※令和 7 年度特定保健指導の最終終了者及び実施率は、特定保健指導実施期間が 3 か月又は 6 か月であり作成日現在未確定のため掲載していません。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	----------------	----------------	----------------	-------	------------------------

糖尿病等重症化予防事業		所管課	— 国保年金課			
概要						
国民健康保険被保険者（40歳から75歳未満）に関する糖尿病等重症化予防事業を実施します。						
内容						
早期の段階で糖尿病性腎症を発見し、治療等につなげていくことで、人工透析への移行を防止し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげます。						
(1) 微量アルブミン尿検査						
前年度の特定健康診査において、HbA1c 及び尿蛋白の結果が区設定の基準に該当する方を対象に、微量アルブミン尿検査の受診券をお送りし、区内指定医療機関で微量アルブミン尿検査を実施します。						
(2) 糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導						
微量アルブミン尿検査の結果、区指定の専門医療機関で精密検査を受診した方のうち、専門医が必要と認める方に対し、専門職（保健師、管理栄養士等）による保健指導を実施します。						
(3) 受診勧奨						
糖尿病未治療者及び治療中断者に対して受診勧奨を行います。令和7年度から実施しています。						
根拠法令等						
糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国） 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム						
開始時期						
令和3年7月						
実績表						
① 微量アルブミン尿検査 (単位：人)						
年度		3	4	5	6	7
区分						
対象者		488	507	453	434	442
実施者		264	254	227	215	272
実施率		54.1%	50.1%	50.1%	49.5%	61.5%
② 保健指導実施状況 (単位：人)						
年度		3	4	5	6	7
区分						
対象者		72	61	47	55	60
初回面談終了者		5	1	1	2	0
最終終了者		5	1	1	1	0
保健指導実施率		6.9%	1.6%	2.1%	1.8%	0%
補助金等 ① 有・無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金	

国民健康保険の保健事業		所管課		—		
				国保年金課		
概要						
被保険者の健康保持増進を目的として、各事業を実施します。						
1 無料健康相談						
内容						
被保険者の健康維持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。						
期 間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日						
根拠法令等						
港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領						
開始時期						
昭和60年度						
実績表						
年度別相談件数 (単位：人)						
年度		3	4	5	6	7
種別及び人数	内科	97	125	224	310	219
	歯科	206	218	210	178	147
	薬局	80	58	35	34	23

2 保養施設

内 容

被保険者の健康維持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。
後期高齢者医療制度と連携した事業です。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

開始時期

夏季保養施設 昭和 55 年 7 月

実 績 表

夏季保養施設の利用状況（国民健康保険分）（単位 件数：件、延人数：人）

区分		宿泊施設			
所在地		静岡県・伊豆の国市		神奈川県・湯河原町	
借上げ施設		ホテル天坊 5 人×2 部屋		おんやど恵 5 人×2 部屋	
開設期間		令和 7 年 7 月 24 日～9 月 1 日（40 日間）			
利用料金		大人（1 泊 2 食・サービス料・消費税込） 7,150 円 小人料金等あり			
利用実績 （※2）	年度	件数	延人数	件数	延人数
	3				
	4	29	74	30	78
	5	31	78	25	68
	6	35	109	39	106
	7	38	101	30	90

（※）令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止しました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

医療費適正化	所管課	—
		国保年金課

1 ジェネリック医薬品差額通知

概要

現在、服用している医薬品を後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより薬価に係る自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる人に、切り替えた場合の自己負担額の差額を通知します。被保険者の負担軽減と医療費保険財政の改善を図ります。

内容

ジェネリック医薬品差額通知

年3回 7月、10月、2月発送

開始時期

平成26年7月1日

実績表

通知書送付数

(単位：件)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
7月発送	1,982	2,307	2,026	1,763	555
10月発送	2,269	2,033	2,175	1,554	451
2月発送	2,385	2,117	2,130	1,154	398
合計	6,636	6,457	6,331	4,471	1,404

※令和7年度から抽出条件が変更となりました。

2 医療費通知

概要

被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、あわせて国民健康保険事業の健全な運営の一助とするために、医療費の通知を行います。

内容

前々年の11月～前年の10月までの診療費について、毎年2月に被保険者宛てに通知しています。

開始時期

昭和55年7月

根拠法令等

港区国民健康保険医療費通知実施要領

実績表

通知書送付数

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
発送件数	41,100	40,269	39,970	38,971	38,142

3 重複頻回受診等対策

概要

重複受診、頻回受診及び重複・多剤服薬等の傾向にある被保険者及びその家族に対し、保健師・管理栄養士・薬剤師が電話または訪問し、療養上の日常生活及び受診並びに服薬に関わる相談及び指導・助言を行うことにより、被保険者の健康の保持・増進と医療機関への適正な受診を促し、医療費の適正化を図ります。

内容

案内文、意向確認、重複服薬・多剤服薬者に服薬通知を送付し、希望者について健康相談を実施します。

開始時期

平成31年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
発送件数	116	111	100	100	155
相談件数	11	4	14	3	5

※令和5年度から服薬通知も送付を開始しました。

4 残薬調整啓発事業

概要

港区薬剤師会の協力のもと、残薬バッグを配付します。

内容

自宅にある残薬を薬局等に持参してもらい、服薬管理を行います。

開始時期

令和2年10月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	3	4	5	6
配付薬局数	117	119	120	124

※1薬局につき100枚配付します。

※後期高齢者医療制度加入者への配付分を含みます。

(単位：枚)

区分 \ 年度	7
配付枚数	12,400

※令和7年度は、港区薬剤師会が参加したイベント等で配布しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	-----------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険傷病手当金		所管課	— 国保年金課			
概要 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給します。						
内容 国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。※適用期間は令和２年１月１日から令和５年５月７日までです。						
根拠法令等 港区国民健康保険条例 港区国民健康保険条例施行規則						
開始時期 令和２年４月２４日						
実績表						
年度 区分		3	4	5	6	7
支給件数（件）		31	93	8	3	0
支給金額（円）		3,454,938	4,553,285	234,270	155,043	0
補助金等 ①・無		国負担割合 10／10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

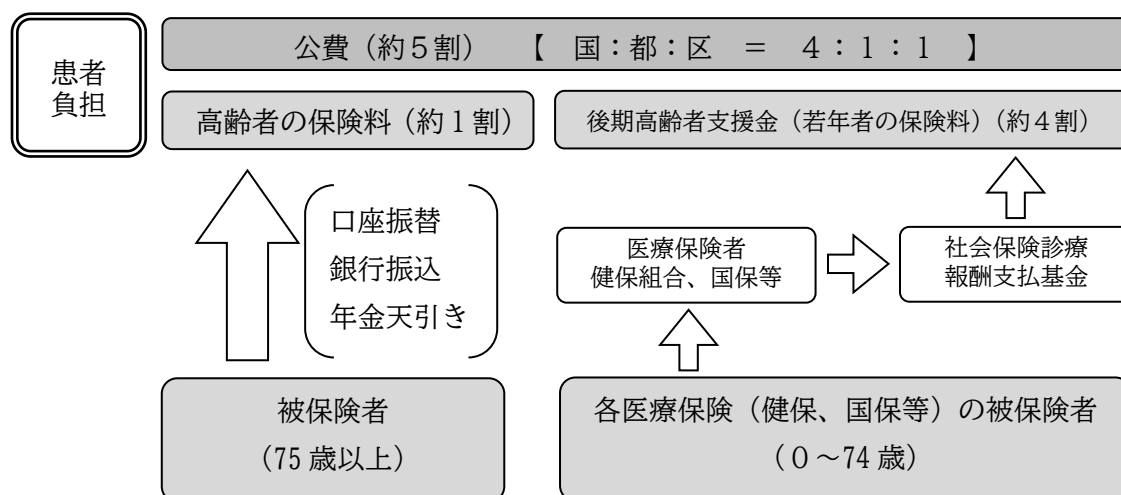
後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」といいます。）が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

被保険者証は、令和6年12月2日以降は新規の発行をしないため、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある被保険者には資格確認書を交付することとなりました。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み

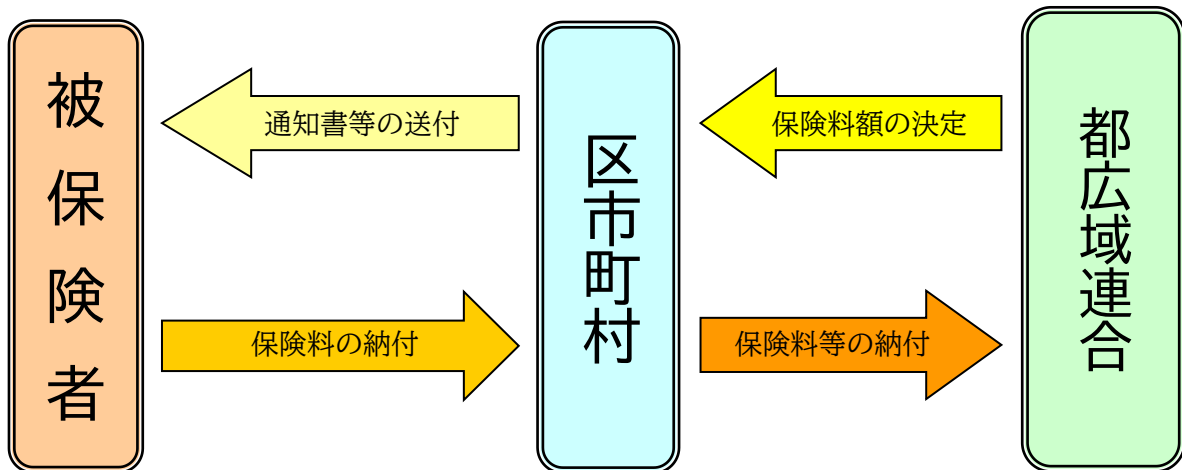
- 都広域連合が運営主体となり、区市町村と事務を分担して運営します。被保険者と接する窓口業務等は、主に区市町村が担っています。
- 財源は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）、被保険者の保険料（約1割）で構成します。
- 現役世代からの支援は、国民健康保険、被用者保険の加入者数及び被用者保険の標準報酬総額に応じた支援とします。

財源の構成



都広域連合と区市町村の役割

- 都広域連合の役割
被保険者の認定や保険料・給付の決定など制度の運営全般を行います。
- 区市町村の役割
資格の管理、保険料の月割計算、収納事務、給付の申請受付などの事務を行います。



1 被保険者

内 容

(1) 被保険者の範囲

港区内に住所のある 75 歳以上の人（3 か月を超える在留期間がある外国人も含みます。）

また、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 自己負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は 1 割、2 割又は 3 割です。

一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年 8 月 1 日に見直します。

負担割合	条 件
1 割	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも 28 万円未満の場合又は下記①に該当するが②には該当しない場合
2 割	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の人がいる ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が 1 人・・・・・・・・・・200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上・・・・・・合計 320 万円以上
3 割	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が 145 万円以上の人がいる場合

住民税非課税世帯の人は、上記に関わらず 1 割負担となります。

※昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの後期高齢者医療被保険者の場合、本人と同世帯の後期高齢者医療被保険者との賦課のもととなる所得の合計額が、210 万円以下であれば 1 割又は 2 割になります。

※住民税課税所得が 145 万円以上で負担割合が 3 割と判定されても、収入額が以下の条件を満たすと、1 割又は 2 割になります。

- ・被保険者が 1 人の世帯は前年の収入が 383 万円未満、又は同一世帯の 70 歳以上 75 歳未満の人の前年の収入を合算して 520 万円未満の場合です。
- ・被保険者が複数の世帯は前年の収入を合算して 520 万円未満の場合です。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

被保険者数

(単位：人)

年度	被保険者数 ※カッコ内は障害認定（再掲）	負担割合内訳		
		1 割	2 割	3 割
3	22,864 (80)	16,550		6,314
4	23,781 (78)	12,683	4,370	6,728
5	24,652 (73)	13,089	4,462	7,100
6	25,392 (71)	13,207	4,598	7,587
7	25,879 (73)	13,058	4,856	7,965

負担区分が未判定の被保険者については、負担区分割合別の人数に集計されません。

2 保険料

(1) 賦 課

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

保険料（令和8年度）

・年間保険料：（医療分）保険料額 ※1 ＋ （子ども・子育て支援金分）保険料額 ※2

※1 （医療分）保険料額＝均等割額（53,300 円）＋所得割額（保険料計算のもととなる所得金額×9.88％）

※2 （子ども・子育て支援金分）保険料額＝均等割額（1,300 円）＋所得割額（保険料計算のもととなる所得金額×0.26％）

・賦課限度額：871,000 円（医療分 850,000 円＋子ども・子育て支援金分 21,000 円）

・確定賦課日：7 月 1 日

(2) 軽減措置と激変緩和措置

ア 被保険者本人及び世帯主の前年の所得に応じ保険料の所得割額・均等割額が軽減されます。

イ 後期高齢者医療制度の加入前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、制度加入から2年を経過する月まで保険料が軽減されます。

(3) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納付ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(4) 保険料の徴収

ア 保険料の納付方法

介護保険料と同様に、原則として年金からの天引き（特別徴収）になります。

ただし、年金の年額が 18 万円未満の場合や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の 1／2 を超える場合等は、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収になります。また、特別徴収中止の申し出をした場合は、口座振替による普通徴収になります。

イ 納 期

毎月末日

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

実 績 表

保険料調定収納状況

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
3	現年分	3,560,391,000	3,500,384,800	4,671,800	0	60,006,200	98.31
	特別徴収	742,737,800	742,737,800	2,988,500	0	0	100.00
	普通徴収	2,817,653,200	2,757,647,000	1,683,300	0	60,006,200	97.87
	滞納繰越分	85,933,000	22,032,800	47,100	26,643,900	37,256,300	25.64
4	現年分	3,993,394,100	3,926,645,650	4,927,800	6,700,900	60,047,550	98.33
	特別徴収	788,575,200	788,575,200	2,948,000	0	0	100.00
	普通徴収	3,204,818,900	3,138,070,450	1,979,800	6,700,900	60,047,550	97.92
	滞納繰越分	96,854,900	35,093,800	44,900	38,579,100	23,182,000	36.23
5	現年分	4,171,387,600	4,100,933,500	5,467,100	0	70,454,100	98.31
	特別徴収	802,417,600	802,417,600	3,612,600	0	0	100.00
	普通徴収	3,368,970,000	3,298,515,900	1,854,500	0	70,454,100	97.91
	滞納繰越分	81,835,850	30,007,250	177,900	14,445,700	37,382,900	36.67
6	現年分	4,725,233,200	4,643,121,800	5,411,400	0	82,111,400	98.26
	特別徴収	847,306,400	847,306,400	3,262,200	0	0	100.00
	普通徴収	3,877,926,800	3,795,815,400	2,149,200	0	82,111,400	97.88
	滞納繰越分	111,060,300	39,011,600	138,000	26,808,700	45,240,000	35.13
7	現年分	5,170,869,100	5,093,680,600	7,290,300	0	77,188,500	98.51%
	特別徴収	893,754,200	893,754,200	3,782,500	0	0	100.00%
	普通徴収	4,277,114,900	4,199,926,400	3,507,800	0	77,188,500	98.20%
	滞納繰越分	125,265,500	43,128,700	1,049,600	25,562,100	56,574,700	34.43%

※収納額は還付未済額を除いた数値です。

保険料均等割額軽減の状況

各年度5月末現在（単位：人）

軽減区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
7 割軽減	8,000	8,342	8,592	8,565	8,673
8.5 割軽減					
7.75 割軽減					
5 割軽減	1,572	1,692	1,787	1,860	1,877
2 割軽減	1,446	1,545	1,681	1,773	1,727
被用者保険の被扶養者 5 割軽減	150	158	169	155	135
合計	11,168	11,737	12,229	12,353	12,412

※被用者保険の被扶養者でも低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されるため、軽減割合の高い区分にカウントされています。

3 医療給付

内 容

被保険者が病気やけがをしたとき、医療機関や薬局などの窓口で「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」、「被保険者証」又は「資格確認書」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます。

給付に関しては、都広域連合が行います。補装具や海外療養費等の現金給付についても、申請は区で受付け、後日都広域連合から支給されます。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

(1) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）の場合、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると1つの医療機関につき自己負担限度額（月額）が1万円になります。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

非課税世帯の被保険者は、申請すると入院の際に食事代の減額と保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

令和6年12月2日以降、限度額適用・標準負担額減額認定証の新規交付は終了しました。新規に認定を申請する場合、限度額区分を記載した資格確認書を交付します。

一般病床に入院したときの標準負担額（一食あたりの食事代）

現役並み所得・一般		550(510 円)
低所得Ⅱ	90 日以内の入院 (過去 12 か月の入院日数)	270(240 円)
	90 日を超える入院 (過去 12 か月の入院日数)	220(190 円)
低所得Ⅰ		130(110 円)

※低所得Ⅱは世帯の全員が住民税非課税である人のうち、低所得Ⅰに該当しない人です。

※低所得Ⅰは世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の人及び老齢福祉年金受給者です。

※（ ）内の金額は令和8年5月31日までの金額です。

(3) 限度額適用認定証

負担割合が3割の人の内、平成30年8月から同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人は、申請すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

令和6年12月2日以降、限度額適用認定証の新規交付は終了しました。新規に認定を申請する場合は、限度額区分を記載した資格確認書を交付します。

実 績 表

特定疾病療養受療証の交付状況

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
交付件数	31	41	41	45	45

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付状況 (単位：件)

年度	3	4	5	6
交付件数	6,496	6,432	6,071	5,658

限度額適用認定証の交付状況

(単位：件)

年度	3	4	5	6
交付件数	759	804	836	788

※令和6年12月2日以降、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の新規交付は終了しました。

4 高額療養費

内 容

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。該当する場合には都広域連合から被保険者に申請書が送られます。

自己負担限度額 (令和8年7月診療分まで)

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 140,100 円	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 93,000 円	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円	
一 般 Ⅱ	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、 4 回目以降 44,400 円
一 般 Ⅰ	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、 4 回目以降 44,400 円
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	8,000 円	24,600 円
低 所 得 Ⅰ (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)		15,000 円

【自己負担限度額】（令和８年８月から令和９年７月診療分まで）

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1% 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 140,100 円 (年間限度額 1,680,000 円)	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1% 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 93,000 円 (年間限度額 1,110,000 円)	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1% 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円 (年間限度額 530,000 円)	
一 般 Ⅱ	22,000 円 (年間限度額 216,000 円)	61,500 円 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円 (年間限度額 530,000 円)
一 般 Ⅰ		
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	11,000 円 (年間限度額 96,000 円)	25,700 円 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 24,600 円 (年間限度額 290,000 円)
低 所 得 Ⅰ (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)	8,000 円	15,700 円 (年間限度額 180,000 円)

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

5 高額介護合算療養費

内 容

1 年間（毎年８月１日～翌年７月３１日）の後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の世帯での合算額（高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額を差し引いた額）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

自己負担限度額

令和６年度分（令和６年８月～令和７年７月）

所得区分	後期高齢者医療制度と介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般 Ⅱ	56 万円
一 般 Ⅰ	56 万円
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	31 万円
低 所 得 Ⅰ (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)	19 万円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

6 葬祭費の支給

内 容

港区の後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費及び葬祭給付金7万円を支給します。ただし、事由が発生した時から2年で時効となります。

根拠法令等

東京都後期高齢者医療広域連合と港区との間における葬祭費の事務委託に関する規約
港区後期高齢者医療被保険者に係る葬祭給付金支給要綱
港区後期高齢者医療葬祭費の支給事務に関する規則

開始時期

平成20年4月

実績表

葬祭費執行状況

年度	件数 (件)	金額 (万円)
3	1,048	7,336
4	1,160	8,120
5	1,072	7,504
6	1,266	8,862
7	1,123	7,861

7 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

※新規受付は終了しています。

内 容

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染を疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

8 保健事業

(1) 無料健康相談

内 容

被保険者の健康保持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実績表

相談件数

(単位：件)

区分 年度	内科	歯科	薬局	計
3	88	441	268	797
4	100	409	216	725
5	197	405	173	775
6	248	404	152	804
7	243	340	151	734

(2) 基本健診

内容

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし、被保険者の健康管理に役立てるため、港区医師会に委託し、基本健診を実施しています。

ア 対象者

後期高齢者医療制度加入者

イ 実施期間

7月1日～11月30日

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施期間を8月1日～11月30日までに変更しました。

ウ 実施場所

港区医師会所属の健康診査実施医療機関

エ 実施方法

「基本健康診査受診券」「港区健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記アの対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で受診日を予約し、受診券と後期高齢者医療被保険者証・資格確認書またはマイナ保険証を持参の上、受診します。受診にあたっては、生活機能評価受診票（要介護・要支援認定ありの人以外）・後期高齢者の質問票に記入します。

オ 検査項目

◆基本検査項目（必須項目）・・・全員に行います。

問診 血中脂質検査 血糖検査 肝機能検査 尿検査、身体測定、血圧測定

◆詳細な検査項目及び港区独自検査項目・・・医師が必要とした人に行います。

貧血検査 心電図検査 眼底検査 胸部エックス線検査等

カ 結果の説明

健診結果は、実施医療機関の医師が受診者に説明します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区基本健康診査事業実施要綱

開始時期

平成20年7月1日

実績表

基本健診受診状況

年度	(A) 被保険者総数（人）	(B) 受診者数（人）	(B/A) 受診率（％）
3	22,864	8,448	36.95
4	23,781	8,642	36.34
5	24,652	8,895	36.08
6	25,392	9,172	36.12
7	25,879	9,600	37.10

(3) 保養施設

内 容

被保険者の健康保持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。
国民健康保険と連携した事業です。

開 始 時 期

夏季保養施設 昭和 55 年 7 月

秋季保養施設 平成 21 年 8 月

実 績 表

夏季・秋季保養施設の利用状況（後期高齢者医療制度分）（単位 件数：件，延人数：人）

区 分		宿泊施設（夏季）				宿泊施設（秋季）	
所 在 地		静岡県 伊豆の国市		神奈川県 湯河原町		静岡県 伊東市	
借 上 げ 施 設		ホテル天坊 5 人×2 部屋		おんやど恵 5 人×2 部屋		青山やまと 4 人×1 部屋	
開設期間		令和 7 年 7 月 24 日～9 月 1 日（40 日間）				令和 7 年 9 月 1 日～ 10月31日（61日間）	
利 用 実 績 (※1)	年度	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
	3					43	80
	4	46	111	42	116	81	155
	5	45	120	52	142	74	151
	6	36	94	37	98	81	157
	7	42	104	50	138	77	155
利用料金		大人（1 泊 2 食）サービス料・消費税込み 7,150 円（※2） 小人料金等あり				被保険者（1 泊 2 食） サービス料・消費税込み 5,060 円（※2） 付添人、小人料金等あり	

(※1)令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、夏季保養施設は事業中止、秋季保養施設は9月を中止しました。

(※2)令和2年度から、利用料金を変更しました。

9 趣旨普及

概 要

将来にわたって安定的で持続可能な医療制度の実現、被保険者・若年者等の理解と信頼を基礎とした円滑な後期高齢者医療制度の運営、高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、趣旨の普及に取り組みます。

被保険者の健康維持増進を支援するために、「長寿だより」を毎年6月に発行しています。

実 績 表

発送件数

(単位：件)

年度	区分	発送件数
3		21,894
4		22,816
5		23,651
6		24,632
7		25,247

補助金等
有 ・ 無

備 考

心身障害者医療費の助成（障制度）		所管課	各総合支所区民課 国保年金課			
概要						
心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。						
内容						
(1) 対象要件						
次の全ての要件に該当する人が対象となります。						
① 港区内に住所がある人						
② 身体障害者手帳１・２級の人若しくは３級の内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の人、愛の手帳１・２度の人、又は精神障害者保健福祉手帳１級の人						
③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人						
④ 年齢が６５歳未満の人（ただし、６５歳以上の人で、平成１２年８月３１日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。）						
⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人						
障医療費助成対象者所得基準額表（令和７年９月１日現在）						
扶養親族等の数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
本人所得（千円）	3,661	4,041	4,421	4,801	5,181	5,561
※20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得で算定します。 （ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得で算定します。）						
(2) 助成対象期間						
９月１日から翌年の８月３１日まで（毎年９月１日に更新）						
(3) 診察を受けるとき						
保険医療機関等で診察を受けるときは、「マイナ保険証（資格確認書等）」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代（標準負担額）のみ支払います。						
① 一部負担金（住民税が課税されている人のみ）						
原則、定率１割負担となっています。ただし、１か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で１か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。						

(令和8年4月1日現在)

	一部負担金	1か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	1割	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (年4回目以降44,400円)
住民税非課税者	負担なし		

※**⑨**制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

1食につき510円（令和8年6月からは550円）

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

根拠法令等

心身障害者の医療費の助成に関する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和49年7月1日

実績表

対象者数

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
加入医療保険					
後期高齢者医療制度加入者	163	170	182	178	180
国民健康保険加入者	668	659	659	657	655
上記以外の健康保険加入者	421	410	401	392	403
合 計	1,252	1,239	1,242	1,227	1,238

償還払い

年度	3	4	5	6	7
区分					
助成件数（件）	1,215	1,399	1,008	1,169	1,002
支払金額（千円）	8,998	9,925	11,299	12,356	12,948

補助金等 ⑨ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	心身障害者医療費助成都扶助費
----------------------	------------	-----------------	------------	-------	----------------

国民年金	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課
概要 国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和 36 年に発足しました。 国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に参加していない自営業者等を対象としていましたが昭和 61 年 4 月から、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。 さらに平成 3 年 4 月から、20 歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。 国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。このほか、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」があります。 また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成 17 年 4 月から、特別障害給付金の制度が施行されました。 内容 1 国民年金の被保険者 国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書による勧奨事務を行っています。 （被保険者の種別） (1) 第 1 号被保険者 日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。） (2) 第 2 号被保険者 会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。） (3) 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの） (4) 任意加入被保険者 ① 海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人 ② 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人 ③ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人		

各年度末現在被保険者数の推移

(単位：人)

年 度	3	4	5	6	7
第1号被保険者	37,743	38,216	38,342	38,184	38,161
任意加入被保険者	1,024	1,058	1,176	1,184	1,221
合 計	38,767	39,274	39,518	39,368	39,382

※第3号被保険者は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所への届出のため数値はありません。

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

- (1) 保 険 料 年金の保険料は定額制となっています。
月額 17,510 円（令和7年度）
月額 17,920 円（令和8年度）
 - (2) 納付方法 原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。
納付方法は、納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等で払い込む方法と、口座振替、クレジットカード払い、電子納付（Pay-easy）、スマートフォンアプリ納付があります。
 - (3) 時 効 保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。
 - (4) 免除制度 所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。
①法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届出により免除されます。
②申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると所得に応じて保険料の全額・3／4・半額・1／4が免除されます。
 - (5) 学生納付特例 学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
 - (6) 納付猶予 50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
 - (7) 産前産後期間免除制度 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）、所得にかかわらず届出により免除されます。
- ※（4）、（5）、（6）の制度が承認された期間の保険料は、後から納付（追納）することによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

保険料及び各年度末現在免除承認者数の推移

年 度		3	4	5	6	7
定額保険料	月額（円）	16,610	16,590	16,520	16,980	17,510
付加保険料	月額（円）	400	400	400	400	400
免除	法定免除（人）	1,179	1,284	1,290	1,345	1,384
	一般免除 学生納付特例（人）	10,395	10,980	11,210	11,343	11,611
免除率（％）		30.7	32.1	32.6	33.2	34.1
産前産後免除（人）		34	36	45	58	60
産前産後免除率（％）		0.1	0.1	0.1	0.2	0.2

3 給付の種類と金額

（令和8年4月1日現在）

年金の種類	受 給 要 件	年 金 額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して10年以上ある人が65歳から受給できます。	令和8年度満額 847,300 円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 844,900 円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 保険料を納めた月数 + (保険料全額免除月数×1/2) + (4分の3免除月数×5/8) + (半額免除月数×3/4) + (4分の1免除月数×7/8) 480 月 (昭和16年4月1日以前生まれは300～468 月) ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できます。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も20歳になると受給できます。	1級 1,059,125 円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 1,056,125 円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 2級 847,300 円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 844,900 円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 18歳未満(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)の子がいるときは加算額があります。2人目までは、各243,800 円、3人目以降は、各81,300 円を加算します。
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)未満の子と生活している配偶者が受給できます。	1,091,100 円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 1,088,700 円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は243,800 円、3人目以降は、1人につき81,300 円を加算します。
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある父や母が亡くなり、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)未満の子だけが残されたとき受給できます。	847,300 円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は243,800 円、3人目以降は、1人につき81,300 円を加算します。

特別障害給付金 : 平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級:58,650 円、2級:46,920 円(月額)が支給されます。

年金生活者支援給付金(令和元年10月施行) : 公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給されます。老齢、補足的な老齢、障害、遺族の4つの種類があります。65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者が対象です。給付額は次のとおり種類により異なります。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的な老齢年金生活者支援給付金:5,620 円(月額)を基準に保険料を納付した期間等により異なります。③障害年金生活者支援給付金:障害等級1級7,025 円(月額)、2級5,620 円(月額)④遺族年金生活者支援給付金:5,620 円(月額)

国民年金の独自給付

年金の種類	受 給 要 件	年 金 額
付 加 年 金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受給できます。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡 婦 年 金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が 10 年以上）が亡くなったとき、妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間受給できます。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4
死 亡 一 時 金	保険料を 36 月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できます。	第 1 号被保険者として保険料を納めた期間に応じ 120,000 円～ 320,000 円、付加保険料を 36 月以上納めていたときは、8,500 円が加算されます。

各年度末現在受給権者数の推移

（単位：人）

区分 年度	老年	通算 老 齢	障害	母子	遺児	寡婦	基礎年金			合計
							老 齢	障 害	遺 族	
3	810	428	30	0	0	15	39,250	2,197	313	43,043
4	730	354	29	0	0	11	39,444	2,288	314	43,170
5	680	298	26	0	0	11	39,841	2,378	298	43,532
6	632	249	26	0	0	9	40,348	2,461	279	44,004
7	591	218	25	0	0	14	41,015	2,526	304	44,693

※寡婦・基礎年金以外はいずれも旧国民年金法による給付です。

老齢福祉年金

（単位：円）

年金の種類	受 給 要 件	年 金 額	
老齢福祉年金	明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などが 70 歳に達したとき受給できます（老齢年金を受けている人は該当しません。）。	年 額	432,900

各年度末現在老齢福祉年金受給者数

（単位：人）

区分 年度	全額支給	一部支給	全額支給停止	合計
3	0	0	6	6
4	0	0	6	6
5	0	0	6	6
6	0	0	6	6
7	0	0	6	6

根拠法令等

国民年金法

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	国民年金事務費交付金 年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金
---------------	-----------------	------------	------------	-------	--

複数課に共通する事業

（保健福祉支援部内の複数課に共通する事業をまとめて掲載しています。）

コミュニティバス乗車券の発行	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課・生活福祉調整課・ 子ども若者支援課								
目 的 高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有し、以下いずれかに該当する人 ① 70 歳以上の人 ② 都営交通無料乗車券を所持している人 ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人 ④ 難病等医療費助成を受けている人 ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人 ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人 ⑦ 妊産婦 ⑧ 3 歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者 1 人 ※所得基準表 <table><tr><td>扶養親族等人数</td><td>所得基準</td></tr><tr><td>0 人</td><td>世帯の生計を維持する保護者の所得額が、208 万円未満</td></tr><tr><td>1 人</td><td>世帯の生計を維持する保護者の所得額が、246 万円未満</td></tr><tr><td>2 人以上</td><td>世帯の生計を維持する保護者の所得額が、284 万円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円を加算した額未満</td></tr></table> ※令和 6 年 10 月から所得基準が変更になりました。 (2) 費用負担 無料 根拠法令等 港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱 開始時期 平成 16 年 10 月			扶養親族等人数	所得基準	0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、208 万円未満	1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、246 万円未満	2 人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、284 万円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円を加算した額未満
扶養親族等人数	所得基準									
0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、208 万円未満									
1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、246 万円未満									
2 人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、284 万円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円を加算した額未満									

実 績 表

発行の状況

(単位：枚)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
70 歳 以 上	18,139	19,067	19,977	20,880	21,710
障 害 者 等(※1)	3,871	3,899	4,271	4,910	5,117
妊 産 婦 等(※2)	5,890	5,780	5,704	5,770	5,851
生 活 保 護 世 帯 等	424	461	453	470	469

(※1)障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている人並びに難病等医療費助成を受けている人です。

(※2)妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人です。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者・障害者等 救急通報システム	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課
目 的 高齢者及び障害者、難病り患者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って生活の安全を確保します。 事 業 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人 ① 在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ② 在宅で生活する65歳未満の人で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているひとり暮らし等の人及びひとり暮らし等の難病の人 ③ 民間賃貸住宅入居支援事業を利用し、紹介を受けた物件に入居が決まった人若しくは協定債務保証会社と債務保証契約を締結した人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 (2) 内 容 遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。 (3) 利用者負担 無料 根拠法令等 港区救急通報システム事業運営要綱 開 始 時 期 平成 13 年 4 月 1 日		

実績表

(1) 新規設置台数

(単位：台)

年度 区分	3	4	5	6	7
高齢者	203	218	236	302	314
障害者	4	1	1	9	7

(2) 年度末設置台数

(単位：台)

年度 区分	3	4	5	6	7
高齢者	1,140	1,169	1,202	1,312	1,452
障害者	20	19	20	25	29

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費－都補助額	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金 障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	------------	-----------------	-------------------	-------	---

認知症GPS見守り支援事業・ 障害者（児）GPS見守り支援事業		所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課			
目 的 行方不明になる可能性のある認知症のある人や知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、行方不明となった際に早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。						
事業内容 (1) 対 象 ① 区内に住所を有し、認知症の症状により、探索サービスが必要と認められる在宅の人で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人 ② 中度以上（愛の手帳1～3度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児） (2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円						
根拠法令等 高 齢 者 港区認知症GPS見守り支援事業運営要綱 障 害 者 港区知的障害者（児）GPS見守り支援事業運営要綱						
開始時期 平成13年4月1日 ※令和8年4月1日から、一部内容が変わりました。						
実 績 表 年度末登録者数 (単位：人)						
年度		3	4	5	6	7
高 齢 者		19	15	9	6	6
障 害 者		19	15	12	9	9
補助金等 ①・無		国負担割合 －	都負担割合 10／10	区負担割合 －	補助金名等	認知症のある人の早期発見等支援ネットワーク事業補助金

高齢者・障害者（児） 紙おむつ給付及びおむつ代の助成	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課

目 的

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者及び障害者（児）に紙おむつ等を給付することにより、高齢者等の快適な生活を確保するとともに、介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。

なお、医療機関に入院している人等に対しては、おむつ代を助成しています（限度額月額12,000円）。

※紙おむつ給付とおむつ代の助成は、同一月内に併用することはできません。

事業内容

(1) 対 象

高齢者： 区内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受け、常時臥床及び失禁状態にある人

障害者： 区内に住所を有する身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級又は脳性麻痺、進行性筋萎縮症で、3歳以上65歳未満の人

(2) 給付内容

紙おむつ等の支給対象商品の中から、給付限度の範囲内で選択する方式

(3) 給付方法

委託業者が、月1回指定の場所に配送

(4) 利用者負担

月額 500 円

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱

障 害 者 港区重度障害者（児）紙おむつ給付要綱

開始時期

高 齢 者 平成6年4月1日（おむつ代助成は、平成7年4月1日から）

障 害 者 昭和54年5月1日

実績表

(1) おむつの給付

延給付人数

（単位：人）

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
高 齢 者	23,383	24,072	25,537	26,506	24,799
障 害 者	1,749	1,843	1,861	2,000	2,137

(2) おむつ代の助成

延助成人数

(単位：人)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
高 齢 者	209	177	199	257	339
障 害 者	25	16	16	11	13

補助金等
有 ・ ⑧

備 考

高齢者・障害者（児）寝具乾燥等消毒	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課																					
目 的 在宅で生活する寝たきりの高齢者及び障害者（児）が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有し、在宅で生活する者で寝具の乾燥が困難と認められる以下のいずれかに該当する人 ① 65歳以上で、要介護3以上の人 ② 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (2) 実施回数 年12回（うち2回は水洗い） (3) 利用者負担 寝 具 1 組（乾燥消毒） 150円 掛布団 1 枚（水洗い消毒） 300円 敷布団 1 枚（水洗い消毒） 300円 毛 布 1 枚（水洗い消毒） 50円 根拠法令等 港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱 開 始 時 期 昭和48年6月1日 実 績 表 （単位：人） <table border="1" data-bbox="199 1572 1329 1830"> <tr> <th>年度 延実施人数</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>269</td> <td>267</td> <td>265</td> <td>305</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>714</td> <td>725</td> <td>796</td> <td>856</td> <td>896</td> </tr> </table> ※令和6年度から、水洗いを年1回から2回に変更						年度 延実施人数	3	4	5	6	7	高 齢 者	269	267	265	305	307	障 害 者	714	725	796	856	896
年度 延実施人数	3	4	5	6	7																		
高 齢 者	269	267	265	305	307																		
障 害 者	714	725	796	856	896																		
補助金等 有 ・ ⑨				備 考																			

高齢者・心身障害者（児） 福祉キャブ	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課
目 的 車椅子使用や寝たきりの高齢者及び障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人 ① おおむね 65 歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 ② 介護保険の第 2 号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受け、一般の交通機関を利用することが困難な人 ③ 65 歳未満で、次の要件に該当する人 - ア 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3 級の人、内部障害 1 級の人、呼吸器機能障害 1・3 級の人 - イ 愛の手帳 1・2 度の人 ④ 以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童 ・人工呼吸器管理 ・気管内挿管、気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ ・酸素吸入 ・6 回/日以上 of 頻回の吸引 ・ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用 ・中心静脈栄養（IVH） ・経管（経鼻・胃ろう含む） ・腸ろう・腸管栄養 ・継続する透析（腹膜灌流を含む） ・定期導尿 3 回/日以上（人工膀胱を含む） ・人工肛門 (2) 予約方法 利用者が、原則として利用日の前日までに、運行委託業者に直接申し込みます。 (3) 補助内容 利用者が負担する乗車運賃を普通車タクシー料金と同額にします。 (4) 介助人利用助成 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人 1 人までの利用料のうち半額を助成します。 (5) 乗車地域 出発地又は到着地が東京 23 区・武蔵野市・三鷹市 根拠法令等 港区福祉キャブ利用カード交付要綱		

開始時期

昭和 57 年 5 月 1 日

実績表

(1) 延利用件数

(単位：件)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
高 齢 者	4,554	4,597	4,015	4,286	4,591
障 害 者	1,895	1,936	2,060	2,337	2,101

(2) 介助人利用助成件数

(単位：件)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
高 齢 者	150	93	71	73	72
障 害 者	16	33	10	16	43

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費－都補助費	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	------------	-----------------	-------------------	-------	-----------------------

緊急移送サービス利用助成事業	所管課	各総合支所区民課																																								
		高齢者支援課・高齢者施策推進担当・障害者福祉課																																								
目 的 車椅子等を使用する高齢者や障害者（児）が、緊急時に 24 時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。 事 業 内 容 (1) 対 象 港区福祉キャブ利用カード交付者 (2) 利用方法 利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。 (3) 利用者負担 ① 利用料金が 10,000 円以下の場合 利用料金の 30%に相当する額 ② 利用料金が 10,000 円超の場合 3,000 円+10,000 円を超える部分の額 ※移送補助用具（寝台・車椅子・リクライニング式車椅子）の利用料金については、全額助成します。 根拠法令等 港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱 開 始 時 期 平成 17 年 4 月 1 日 実 績 表 (1) 延利用件数 (単位：件) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </table> (2) 移送補助用具利用助成件数 (単位：件) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>							年度 区分	3	4	5	6	7	高 齢 者	2	1	3	4	4	障 害 者	0	2	0	2	0	年度 区分	3	4	5	6	7	高 齢 者	0	0	0	3	3	障 害 者	0	1	0	0	0
年度 区分	3	4	5	6	7																																					
高 齢 者	2	1	3	4	4																																					
障 害 者	0	2	0	2	0																																					
年度 区分	3	4	5	6	7																																					
高 齢 者	0	0	0	3	3																																					
障 害 者	0	1	0	0	0																																					
補助金等 有 ・ 無				備 考																																						

高齢者・心身障害者（児） 福祉理美容サービス	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課																						
目 的 在宅で生活する寝たきりの高齢者及び外出困難な心身障害者（児）に福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有し、在宅で生活する人のうち、以下のいずれかに該当する人 ① 65歳以上で、要介護3以上の人 ② 東京都重度心身障害者手当を受給している人 ③ 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1級の人 ④ 愛の手帳1度の人 (2) 実施回数 年6回まで (3) 利用者負担 1回 500円 (4) 登録カード有効期間 4月1日から翌年の3月31日まで (5) 利用方法 港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿・港区福祉美容協力店名簿に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。 根拠法令等 港区福祉理美容登録カード交付要綱 開 始 時 期 昭和52年7月1日 実 績 表 (単位：件) <table border="1" data-bbox="193 1688 1337 1912"> <tr> <th>年度 利用延件数</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>905</td> <td>939</td> <td>1,043</td> <td>1,049</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>109</td> <td>118</td> <td>127</td> <td>138</td> <td>119</td> </tr> </table>							年度 利用延件数	3	4	5	6	7	高 齢 者	905	939	1,043	1,049	930	障 害 者	109	118	127	138	119
年度 利用延件数	3	4	5	6	7																			
高 齢 者	905	939	1,043	1,049	930																			
障 害 者	109	118	127	138	119																			
補助金等 有 ・ 無				備 考																				

高齢者・障害者 配食サービス	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課
目 的 ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な高齢者や障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を、居宅に訪問して提供することにより、栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者及び障害者の福祉の増進を図ります。 事業内容 (1) 対 象 ① 高 齢 者 65 歳以上の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人 ア ひとり暮らしの人 イ 高齢者のみで世帯を構成する人 ウ 高齢者と障害者のみで世帯を構成する高齢者 ② 障 害 者 65 歳未満の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人 ア 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人でひとり暮らしの人 イ 障害者のみで世帯を構成する人 ウ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 (2) 利用者負担 1 食あたり 320 円～480 円 (3) 実施回数 1 週間に 7 食まで、昼食又は夕食を配食します。 (4) 配食事業者 申請時に 6 事業者から選ぶことができます。 申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から 10 日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。		
根拠法令等 高 齢 者 港区高齢者配食サービス事業実施要綱 障 害 者 港区障害者配食サービス事業実施要綱		
開始時期 高 齢 者 平成 12 年 4 月 1 日 障 害 者 平成 13 年 4 月 1 日		

実 績 表

(1) 実利用者数

(単位：人)

年度 区分	3	4	5	6	7
高 齢 者	1,168	1,185	1,142	1,129	1,102
障 害 者	62	51	59	68	70

(2) 延配食数

(単位：食)

年度 区分	3	4	5	6	7
高 齢 者	273,742	282,324	278,970	269,213	264,646
障 害 者	13,908	12,896	12,743	15,219	16,018

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	----------------------

無料入浴券の給付		所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課・生活福祉調整課			
目 的 高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無 料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図り ます。						
事 業 内 容						
(1) 対 象 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人 ① 70歳以上の高齢者 ② 障害者及び原爆被爆者 ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等						
(2) 給付時期 毎年4月1日から翌年3月31日まで						
(3) 給付枚数						
高 齢 者		1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。				
障害者及び原爆被爆者		大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。				
生 活 保 護 世 帯 等		大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。				
根拠法令等						
港区無料入浴券給付事業実施要綱 ※生活保護世帯等については、「港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施 要綱」に規定されています。						
開 始 時 期						
高 齢 者		昭和57年4月（平成19年4月から70歳以上へ対象拡大）				
障 害 者		昭和57年4月（平成17年4月から精神障害者へ対象拡大）				
原 爆 被 爆 者		平成7年4月				
生活保護世帯等		昭和57年4月				
実 績 表						
利用状況 (単位：枚)						
年度 区分		3	4	5	6	7
高 齢 者		138,117	142,690	144,767	142,763	140,339
障 害 者 等		12,443	14,188	15,385	15,761	16,942
生活保護世帯等		2,934	2,682	2,310	1,791	1,754
※障害者等には、原爆被爆者を含みます。						
補助金等 有 ・ ④					備 考	

都営交通の無料乗車券の交付		所管課		各総合支所区民課		
				障害者福祉課・生活福祉調整課		
目 的						
身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。						
事 業 内 容						
身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。						
〔有効期間〕						
・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間						
・生活保護世帯等は1年間						
根拠法令等						
東京都都営交通無料乗車券発行規程						
開 始 時 期						
・身体障害者等については、昭和39年4月						
・生活保護世帯等については、昭和42年10月						
実 績 表						
交付の状況 (単位：枚)						
年度 区分		3	4	5	6	7
身体障害者等		894	1,059	944	1,018	999
生活保護世帯等		649	647	668	637	658
※身体障害者等には、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者を含みます。						
※生活保護世帯等には、中国残留邦人等支援給付受給世帯を含みます。						
補助金等					備 考	
有 ・ 無						

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	所管課	—
		高齢者支援課・国保年金課・健康推進課

目 的

高齢者のフレイル対策をより効果的に推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を実現し、区民が生涯にわたり不自由なく日常生活を送れるような取り組みを実施します。

事業内容

75 歳以上 85 歳未満の高齢者を対象に、健診情報や介護保険情報等を横断的分析し抽出した課題を基に、区の決定した基準値に基づくハイリスク高齢者に個別の健康指導を実施します。(ハイリスクアプローチ)

また、75 歳以前から区の課題やフレイル対策の重要性を周知啓発するため、60 歳以上の高齢者を対象に講座等事業を実施します。(ポピュレーションアプローチ)

令和 7 年度は、低栄養傾向とされる BMI 18.5 未満（やせ）の高齢者の割合が高い区の特性を踏まえ、重点的に低栄養対策を区の課題として取り組みました。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

国民健康保険法

介護保険法

東京都後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実施要綱

開始時期

令和 5 年 4 月 1 日

実績表

1. ハイリスクアプローチ

対象：75 歳以上 85 歳未満

区分 \ 年度	5	6	7
実施人数（人）	40	40	71

※令和 5 年度は 75 歳以上（年齢制限なし）で実施

2. ポピュレーションアプローチ

(1) 低栄養・生活習慣改善教室（生活習慣病編）

対象：60 歳以上

区分 \ 年度	5	6	7
延参加人数（人）	67	244	256
実施回数（回）	12	48	48

※令和 6 年度までは 60 歳以上 75 歳未満で実施

※令和 6 年度から 4 地区（芝・麻布・高輪・芝浦港南）で拡大実施

※令和 5 年度は上記とは別に、試行として食事診断による栄養相談を実施

(2) 低栄養・生活習慣改善教室（低栄養改善編）

対象：75 歳以上

区分 \ 年度	5	6	7
延参加人数（人）	172	328	224
実施回数（回）	24	60	60

※令和6年度から4地区（芝・赤坂・高輪・芝浦港南）で拡大実施

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 －	区負担割合 －	補助金名等	特別調整交付金
-----------------	-----------------	------------	------------	-------	---------

高齢者・心身障害者（児）訪問電話	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・高齢者施策推進担当・ 障害者福祉課
目 的 ひとり暮らし等の高齢者世帯及び重度の心身障害者（児）世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。 事業内容 (1) 対 象 ① 近隣に親族が居住していないおおむね65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの人 ② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等 ③ 重度の心身障害者（児）で外出困難な人 ④ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯 ⑤ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯 ⑥ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯 (2) 電話相談員の配置 2 名 根拠法令等 港区高齢者・心身障害者（児）電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱 開始時期 昭和 49 年 10 月 1 日（心身障害者（児）訪問電話は、昭和 55 年 4 月 1 日）		

実 績 表

高齢者訪問電話活動状況

(単位：件)

年度 区分	3	4	5	6	7
経 済 的	143	197	229	241	188
対 人 関 係	573	662	627	538	426
医 療 ・ 保 健	1,917	1,607	1,697	1,423	1,119
生 活 環 境	4,083	3,848	3,867	3,226	2,802
ヘルパー との連絡	48	25	31	12	7
ケースワーカー との連絡	60	41	41	9	7
他 機 関 との連絡	23	13	22	14	9
安 否 確 認	4,193	3,963	4,126	3,451	2,940
計	11,040	10,356	10,640	8,914	7,498

※心身障害者（児）訪問電話は、平成16年度から実績なし

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費—都補助額	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金
---------------	------------	-----------------	-------------------	-------	----------------------

令和 8 年度に開始する新規事業

高齢者熱中症対策見守り推進事業			所管課		— 高齢者支援課・高齢者施策推進担当		
目 的 飲料等の配達を活用して、高齢者の体調変化を把握し、熱中症及び隠れ脱水の予防と見守り訪問等による必要な支援につなげます。 事 業 内 容 (1) 対 象 港区民で当該事業実施年度末日時点で 75 歳以上の在宅で生活する高齢者 ※特別養護老人ホーム等の施設入所者は除きます。 (2) 内 容 ① 飲料及び熱中症対策啓発リーフレット等の配達 ② 配達時の健康状態に関する聞き取り調査 ③ 熱中症の危険性が高いと思われる方に対する、ふれあい相談員等による訪問等による見守り及び必要な支援 根拠法令等 港区高齢者熱中症対策見守り推進事業実施要綱 開 始 時 期 令和 8 年 4 月 1 日							
補助金等 ①有 ・ 無		国負担割合 —		都負担割合 3 / 4		区負担割合 1 / 4	
補助金名等		高齢者の熱中症予防支援事業補助金					

東京都シルバーパス購入費助成		所管課	— 高齢者支援課・高齢者施策推進担当		
目 的 東京都シルバーパスの購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の外出の機会を促進し、認知機能の低下及び閉じこもりを予防するとともに社会参加を図り、高齢者の健康寿命の延伸につなげます。					
事 業 内 容 (1) 対象者 満 70 歳以上の港区民（申請日時点で港区に住民登録がある方に限ります。）で、申請年度の住民税を課税されている方のうち、前年の合計所得金額が 135 万円超の方 ※ 申請年度の住民税を課税されている方のうち、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方、又は申請年度の住民税が非課税の方については、東京都シルバーパスを 1,000 円で購入することが可能であることから、本助成事業の対象とはなりません。 (2) 助成額 11,000 円					
根拠法令等 港区シルバーパス購入費助成金交付要綱					
開 始 時 期 令和 8 年 10 月 1 日					

放課後等デイサービスと乳幼児一時預かりの 一体的実施事業（ミタマチシップス）		所管課	— 障害者福祉課・子ども政策課	
目 的 重症心身障害児向け放課後等デイサービス事業及び医療的ケア児等や夜間の受入れ機能をより充実した一時預かり事業を同一施設で一体的に実施することで、児童福祉の増進及び保護者の子育て支援を図ります。				
事 業 内 容 (1) 放課後等デイサービス事業 小学生から高校生までの放課後・学校の長期休暇中の生活の場として、身体を動かす活動や生活訓練を実施するなど、利用者の生活能力向上のために必要な支援等を行います。看護師が同乗した車両による送迎を実施します。 対 象：6歳から18歳までの就学している重症心身障害児 （医療的ケア児含む） 定 員：5人 提供時間：平日は13時30分から18時まで 学校休業日は9時30分から16時まで (2) 一時預かり事業 夜間の一時預かりや配慮が必要な児童の受入れに必要な体制を確保し、保護者の社会参加やリフレッシュなどの理由を問わない一時預かりを行います。利用には事前に登録が必要です。 対 象：生後4か月から小学校就学前までの児童（医療的ケア児は2歳から） 定 員：20人 提供時間：平日は9時から22時まで。土曜、日曜及び祝日は9時から18時30分まで （医療的ケア児は、月曜から土曜の9時から17時まで）				
根拠法令等 児童福祉法 港区放課後等デイサービスと乳幼児一時預かりの一体的実施事業補助金交付要綱				
開 始 時 期 令和8年4月1日				
補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1／2	都負担割合 1／4	区負担割合 1／4	補助金名等 障害児入所給付費等国庫補助金 障害児施設措置費（給付費等） 都負担金

最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加 給付			所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課	
目 的 平成 25 年の生活扶助基準改定に関する最高裁判決に基づき、保護費等を追加給付しま す。					
事 業 内 容 (1) 対象となる世帯 ① 区で生活保護を受給している世帯 ② 過去に区で生活保護を受給していたが、現在は廃止している世帯 ③ 中国残留邦人等に対する支援給付の対象となる世帯 (2) 追加給付の範囲 ① 平成 25 年 8 月から平成 30 年 9 月までの基準生活費 ② 平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期末一時扶助、障害者加算等 (3) 給付額 対象期間における保護費について、△4.78%を△2.49%として再計算し、給付済 額との差額を給付します。					
根拠法令等 生活保護法 中国残留邦人等支援法 ※(1) ②の世帯については、生活保護法の取扱いに準じて行政措置として保護費を給付 します。					
開 始 時 期 令和 8 年 7 月					
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 3 / 4	都負担割合 －	区負担割合 1 / 4	補助金名等 生活保護費等国庫負担金
		国負担割合 10 / 10	都負担割合 －	区負担割合 －	補助金名等 最高裁判決等を踏まえた保護費 等の追加給付事務体制整備等事 業費補助金

低所得世帯等向けエアコン設置支援事業			所管課	— 生活福祉調整課	
目 的 低所得世帯等に対しエアコンの購入及び設置に要する費用を助成することにより、熱中症対策を強化します。					
事 業 内 容					
(1) 助成対象世帯 自宅にエアコンがない、又は故障等により使用できるエアコンがない低所得世帯等					
① 世帯員全員が、次のいずれかを満たす世帯					
ア 令和８年度又は７年度のいずれかにおいて、住民税非課税である者					
イ 令和８年度又は７年度のいずれかにおいて、住民税均等割のみが課税されている者					
ウ 令和８年度又は７年度のいずれかにおいて、児童扶養手当の支給要件を満たす者					
エ 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受給している世帯					
② 世帯員全員の令和８年１月１日の住所地が日本国内にある世帯					
③ 港区高齢者エアコン購入費給付事業の要件に該当しない世帯					
※上記①②③すべてを満たす世帯を対象とします。					
(2) 対象機器 壁、窓枠などに固定して設置するエアコン ※自宅の構造上、設置が困難な場合は可動式エアコンも対象です。					
(3) 助成上限額 111,000 円（１世帯１回限り）					
根拠法令等 港区低所得世帯等向けエアコン設置支援事業実施要綱					
開 始 時 期 令和８年７月					
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	低所得世帯向けエアコン設置区市町村緊急支援事業補助金
	—	3／4	1／4		
⑧ ・ 有	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	低所得世帯向けエアコン設置区市緊急支援事業（被保護世帯）補助金
	—	10／10	—		

参 考 資 料

- 1 港区の人口
- 2 港区の高齢者の状況

1 港区の人口

年齢別・総合支所別人口表

令和8年1月1日現在（単位：人）

区分	地 区 年 齢	港区全体				芝地区				麻布地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	5,860	5,655	11,515	4.27%	964	895	1,859	4.22%	1,203	1,178	2,381	3.90%
	5～9歳	6,380	6,283	12,663	4.69%	855	865	1,720	3.91%	1,451	1,440	2,891	4.74%
	10～14歳	5,995	5,863	11,858	4.39%	692	733	1,425	3.24%	1,406	1,375	2,781	4.56%
	計(0～14歳)	18,235	17,801	36,036	13.35%	2,511	2,493	5,004	11.36%	4,060	3,993	8,053	13.19%
生産年齢人口	15～19歳	4,941	4,719	9,660	3.58%	569	501	1,070	2.43%	1,125	1,086	2,211	3.62%
	20～24歳	5,506	5,688	11,194	4.15%	898	1,003	1,901	4.32%	1,382	1,314	2,696	4.42%
	25～29歳	8,850	9,159	18,009	6.67%	1,912	1,966	3,878	8.81%	2,172	2,147	4,319	7.07%
	30～34歳	9,793	10,786	20,580	7.63%	2,125	2,162	4,287	9.74%	2,183	2,448	4,631	7.59%
	35～39歳	9,654	11,303	20,957	7.77%	1,875	2,038	3,913	8.89%	2,102	2,597	4,699	7.70%
	40～44歳	10,619	12,084	22,703	8.41%	1,935	1,964	3,899	8.85%	2,441	2,885	5,326	8.72%
	45～49歳	11,053	12,159	23,212	8.60%	1,814	1,754	3,568	8.10%	2,546	2,902	5,448	8.92%
	50～54歳	11,058	12,780	23,838	8.83%	1,699	1,761	3,460	7.86%	2,417	3,004	5,421	8.88%
	55～59歳	9,952	10,644	20,596	7.63%	1,482	1,547	3,029	6.88%	2,226	2,330	4,556	7.46%
	60～64歳	7,883	8,281	16,164	5.99%	1,211	1,315	2,526	5.74%	1,692	1,810	3,502	5.74%
	計(15～64歳)	89,309	97,603	186,912	69.26%	15,520	16,011	31,531	71.60%	20,286	22,523	42,809	70.13%
老年人口	65～69歳	5,477	5,894	11,371	4.21%	926	887	1,813	4.12%	1,199	1,282	2,481	4.06%
	70～74歳	4,179	5,104	9,283	3.44%	668	744	1,412	3.21%	905	1,092	1,997	3.27%
	75～79歳	4,558	5,980	10,538	3.90%	738	982	1,720	3.91%	1,002	1,315	2,317	3.80%
	80～84歳	2,722	4,356	7,078	2.62%	458	716	1,174	2.67%	597	948	1,545	2.53%
	85～89歳	1,633	3,198	4,831	1.79%	275	505	780	1.77%	359	628	987	1.62%
	90～94歳	756	2,068	2,824	1.05%	121	341	462	1.05%	169	440	609	1.00%
	95～99歳	161	690	851	0.32%	21	92	113	0.26%	42	163	205	0.34%
	100歳以上	25	127	152	0.06%	5	22	27	0.06%	6	37	43	0.07%
	計(65歳～)	19,511	27,417	46,928	17.39%	3,212	4,289	7,501	17.03%	4,279	5,905	10,184	16.68%
合 計		127,055	142,821	269,877	100.00%	21,243	22,793	44,036	100.00%	28,625	32,421	61,046	100.00%

区分	地 区 年 齢	赤坂地区				高輪地区				芝浦港南地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	751	744	1,495	3.90%	1,377	1,323	2,700	4.11%	1,565	1,515	3,080	5.07%
	5～9歳	859	828	1,687	4.40%	1,579	1,602	3,181	4.84%	1,636	1,548	3,184	5.24%
	10～14歳	816	802	1,618	4.22%	1,448	1,475	2,923	4.45%	1,633	1,478	3,111	5.12%
	計(0～14歳)	2,426	2,374	4,800	12.52%	4,404	4,400	8,804	13.40%	4,834	4,541	9,375	15.43%
生産年齢人口	15～19歳	640	658	1,298	3.39%	1,237	1,234	2,471	3.76%	1,370	1,240	2,610	4.29%
	20～24歳	736	687	1,423	3.71%	1,265	1,445	2,710	4.13%	1,225	1,239	2,464	4.05%
	25～29歳	1,128	1,124	2,252	5.87%	1,964	2,157	4,121	6.27%	1,674	1,765	3,439	5.66%
	30～34歳	1,299	1,297	2,597	6.77%	1,967	2,483	4,450	6.77%	2,219	2,396	4,615	7.59%
	35～39歳	1,370	1,496	2,866	7.48%	2,065	2,615	4,680	7.12%	2,242	2,557	4,799	7.90%
	40～44歳	1,405	1,584	2,989	7.80%	2,347	2,921	5,268	8.02%	2,491	2,730	5,221	8.59%
	45～49歳	1,491	1,672	3,163	8.25%	2,550	3,102	5,652	8.60%	2,652	2,729	5,381	8.85%
	50～54歳	1,582	1,830	3,412	8.90%	2,453	3,132	5,585	8.50%	2,907	3,053	5,960	9.81%
	55～59歳	1,481	1,492	2,973	7.76%	2,254	2,868	5,122	7.80%	2,509	2,407	4,916	8.09%
	60～64歳	1,239	1,328	2,567	6.70%	1,878	2,137	4,015	6.11%	1,863	1,691	3,554	5.85%
	計(15～64歳)	12,371	13,168	25,540	66.63%	19,980	24,094	44,074	67.10%	21,152	21,807	42,959	70.68%
老年人口	65～69歳	884	1,014	1,898	4.95%	1,364	1,632	2,996	4.56%	1,104	1,079	2,183	3.59%
	70～74歳	689	894	1,583	4.13%	1,122	1,408	2,530	3.85%	795	966	1,761	2.90%
	75～79歳	747	1,000	1,747	4.56%	1,256	1,665	2,921	4.45%	815	1,018	1,833	3.02%
	80～84歳	482	724	1,206	3.15%	755	1,201	1,956	2.98%	430	767	1,197	1.97%
	85～89歳	273	569	842	2.20%	440	903	1,343	2.04%	286	593	879	1.45%
	90～94歳	139	400	539	1.41%	203	557	760	1.16%	124	330	454	0.75%
	95～99歳	31	128	159	0.41%	37	214	251	0.38%	30	93	123	0.20%
	100歳以上	4	15	19	0.05%	9	42	51	0.08%	1	11	12	0.02%
	計(65歳～)	3,249	4,744	7,993	20.85%	5,186	7,622	12,808	19.50%	3,585	4,857	8,442	13.89%
合 計		18,046	20,286	38,333	100.00%	29,570	36,116	65,686	100.00%	29,571	31,205	60,776	100.00%

※総数には性別の届出がない方を含むため、男女の合計と一致しない場合があります。

（港区住民基本台帳より）

2 港区の高齢者の状況

(1) 港区の人口と 65 歳以上人口

令和 8 年 1 月 1 日現在（単位：人）

人口の区分			総 数	内 訳	
				男	女
港 区			269,877	127,055	142,821
65 歳以上			46,928	19,511	27,417
内 訳	65～74 歳		20,654	9,656	10,998
	75 歳以上		26,274	9,855	16,419
地 区 別 内 訳	芝	芝 地 区		44,036	21,243
		65 歳以上		7,501	3,212
		内 訳	65～74 歳	3,225	1,631
			75 歳以上	4,276	2,658
	麻 布	麻 布 地 区		61,046	28,625
		65 歳以上		10,184	4,279
		内 訳	65～74 歳	4,478	2,104
			75 歳以上	5,706	3,531
	赤 坂	赤 坂 地 区		38,333	18,046
		65 歳以上		7,993	3,249
		内 訳	65～74 歳	3,481	1,908
			75 歳以上	4,512	2,836
	高 輪	高 輪 地 区		65,686	29,570
		65 歳以上		12,808	5,186
		内 訳	65～74 歳	5,526	2,486
			75 歳以上	7,282	4,582
	芝 浦 港 南	芝 浦 港 南 地 区		60,776	29,571
		65 歳以上		8,442	3,585
		内 訳	65～74 歳	3,944	2,045
			75 歳以上	4,498	2,812

※高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、17.39%です。（港区住民基本台帳より）

(2) 人口推移

毎年度1月1日現在(単位:人)

年度		3	4	5	6	7
港 区		257,183	261,615	266,306	267,780	269,877
65 歳以上 (高齢化率)		44,335 (17.24%)	44,640 (17.06%)	45,306 (17.01%)	45,946 (17.16%)	46,928 (17.39%)
内 訳	65～74 歳 (前期高齢者割合)	21,399 (8.32%)	20,730 (7.92%)	20,492 (7.69%)	20,173 (7.53%)	20,654 (7.65%)
	75 歳以上 (後期高齢者割合)	22,936 (8.92%)	23,910 (9.14%)	24,814 (9.32%)	25,773 (9.62%)	26,274 (9.74%)

(港区住民基本台帳より)

(3) 要介護(要支援)認定者数の推移

毎年度末日現在(単位:人)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
3	1,650	1,015	1,696	1,716	1,318	1,218	954	9,567
4	1,684	1,025	1,779	1,803	1,376	1,181	917	9,765
5	1,747	999	1,906	1,843	1,497	1,144	913	10,049
6	1,837	1,041	2,049	1,829	1,467	1,152	900	10,275
7	1,954	1,011	2,214	1,734	1,484	1,214	899	10,510

(4) 要介護(要支援)認定者数(総合支所別)

令和7年度末日現在(単位:人)

総合 支所	比率	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
芝	15.7%	303	153	359	275	248	179	130	1,647
麻布	19.5%	377	189	434	323	294	245	191	2,053
赤坂	15.9%	301	173	344	292	224	193	140	1,667
高輪	26.3%	544	265	587	456	383	302	223	2,760
芝浦港南	16.8%	364	180	389	285	223	190	136	1,767
その他	5.8%	65	51	101	103	112	105	79	616
合計	100.0%	1,954	1,011	2,214	1,734	1,484	1,214	899	10,510

※その他…住所地特例者などです。

(5) 年齢別認定者状況

毎年度末日現在

年 度	40歳以上65歳未満(第2号被保険者)			65歳以上(第1号被保険者)			総人口 (人)	認定者数 (人)	比 率 (%)
	総 数 (人)	認定者数 (人)	比 率 (%)	総 数 (人)	認定者数 (人)	比 率 (%)			
3	101,331	195	0.2	45,102	9,372	20.8	258,783	9,567	3.7
4	103,662	210	0.2	45,434	9,555	21.0	263,970	9,765	3.7
5	104,985	235	0.2	46,077	9,814	21.3	267,250	10,049	3.8
6	105,805	239	0.2	46,760	10,036	21.5	268,783	10,275	3.8
7	106,578	236	0.2	47,661	10,274	21.6	270,561	10,510	3.9

※第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含みます。

※総人口及び40歳以上65歳未満の総数は、翌年度4月1日現在の数値です。

(6) ひとり暮らし高齢者数(実態調査)

令和8年1月1日現在(単位:人)

地区	区分	総 数	内 訳	
			男	女
芝		1,418	402	1,016
麻 布		1,590	414	1,176
赤 坂		1,460	357	1,103
高 輪		2,198	513	1,685
芝 浦 港 南		1,628	477	1,151
合 計		8,294	2,163	6,131

※ひとり暮らし高齢者…港区住民基本台帳上の65歳以上の単身世帯を対象に、民生委員・児童委員等が実態調査した単身居住者です。

事業名（五十音順）索引

あ

愛の手帳（知的障害者） 186

い

いきいきプラザ
 児童高齢者交流プラザ（あいぶら） 71
 いちょう学級 242
 一般介護予防事業
 （みんなの教室・みんなでトレーニング） 89
 移動支援 265
 医療機関連携型認知症介護者支援事業
 （みんなとオレンジカフェ） 96
 医療的ケア児・者支援事業 301
 医療費適正化 381

え

NHK放送受信料減免対象世帯の証明 221
 エンディングプラン登録事業 107

か

介護給付 244
 介護給付適正化 168
 介護給付・予防給付 155
 介護サービス事業者支援事業 173
 介護事業運営費補助事業 118
 介護人材育成支援事業 176
 介護認定審査会 154
 介護保険 145
 介護保険サービス第三者評価支援事業 172
 介護保険サービスの苦情・相談 170
 介護保険のあゆみ 147
 介護保険ホームヘルプサービス等
 利用者負担金助成事業 163
 介護保険料 149
 介護マークの普及 116
 介護予防総合センター（ラクっちゃ） 82
 介護予防プロジェクト 92
 介護予防リーダー養成講座 91
 介護ロボット等導入支援事業 178
 学習支援事業 323

き

機能訓練（区単独事業） 287
 旧措置入所者の特定負担限度額認定
 利用者負担額減額・免除認定 161
 共同住宅バリアフリー化支援事業 126

緊急移送サービス利用助成事業 413

く

訓練等給付 245

け

ケアハウス港南の郷 121
 献血事業の推進 58
 原爆被爆者の援護 209

こ

高額医療合算介護（介護予防）サービス費 160
 高額介護（介護予防）サービス費 159
 高額障害福祉サービス等給付費等 249
 後期高齢者医療制度（長寿医療制度） 384
 高次脳機能障害理解促進事業 230
 公衆浴場確保事業 59
 行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理 320
 高齢者エアコン購入費給付事業 138
 高齢者火災安全システム 137
 高齢者家事援助サービス事業 134
 高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成 408
 高齢者虐待防止・養護者支援事業 105
 高齢者救急通報システム 405
 高齢者緊急一時介護人派遣 135
 高齢者緊急一時保護事業 117
 高齢者緊急医療短期入所事業 133
 高齢者在宅サービスセンター 129
 高齢者集合住宅 122
 高齢者宿泊デイサービス事業 131
 高齢者昇降機設置費助成事業 125
 高齢者自立支援住宅改修 124
 高齢者自立支援住宅改修等コーディネート 127
 高齢者寝具乾燥等消毒 410
 高齢者生活管理指導事業 136
 高齢者相談センター
 （地域包括支援センター） 108
 高齢者単身世帯実態調査 79
 高齢者通院支援サービス 139
 高齢者デジタルデバイド解消事業 80
 高齢者日常生活用具給付事業 140
 高齢者熱中症対策事業 137
 高齢者熱中症対策見守り推進事業 425
 高齢者の地域における
 セーフティネットワーク構築 110

高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施事業	419	自動車燃料費の助成	215
高齢者配食サービス	415	児童発達支援センター（ぱお）	276
高齢者はり・マッサージサービス事業	74	社会福祉協議会の運営支援	61
高齢者福祉キャブ	411	社会福祉法人の認可等・指導監査	41
高齢者福祉サービスの広報	70	住居確保給付金	317
高齢者福祉相談	69	重症心身障害児（者）通所事業	238
高齢者福祉理美容サービス	414	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等 事業	235
高齢者訪問電話	421	重層的支援体制整備事業	48
高齢者補聴器購入費助成事業	141	重度障害児日中一時支援事業	240
高齢者見守りのための講習会	111	重度心身障害者手当（都制度）	206
国民健康保険	331	重度身体障害児学校送迎支援事業	237
国民健康保険医療費の一部負担金の 減額・免除と徴収猶予	363	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	236
国民健康保険結核・精神医療給付金	371	重度脳性麻痺者介護事業	212
国民健康保険高額介護合算療養費	368	住民税非課税世帯等生活支援給付金	327
国民健康保険高額療養費	364	就労系障害福祉サービス事業所等運営支援 補助金交付	300
国民健康保険高齢受給者証	372	就労継続支援B型事業 （みなとワークアクティ）	284
国民健康保険事業の運営に関する協議会	345	就労支援事業	307
国民健康保険趣旨普及	346	出産被保険者の保険料の減額措置	355
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	370	手話出張講座「手話を知ろう！」	263
国民健康保険傷病手当金	383	手話通訳者設置事業	260
国民健康保険その他の医療給付	362	手話通訳者養成事業	261
国民健康保険のあゆみ	334	障害支援区分審査会	243
国民健康保険の保健事業	379	障害児通所支援	273
国民健康保険料	347	障害児通所支援事業者及び障害児入所施設 の指定・変更・更新・廃止	270
国民健康保険料年度別調定収納状況	350	障害児通所支援事業所運営支援補助金交付	271
国民健康保険料の減免制度	353	障害児入所支援	274
国民健康保険療養の給付	357	障害者意思疎通促進事業	253
国民健康保険療養費	358	障害者学習活動支援（助成）	224
国民年金	397	障害者基幹相談支援センター	192
心のバリアフリー推進事業	254	障害者虐待防止・養護者支援事業	193
寿商品券等贈呈	75	障害者グループホーム	294
コミュニティバス乗車券の発行	403	障害者グループホーム家賃助成	226
さ		障害者サービス苦情解決委員会 （ヒューマンホットライン）	191
サービス・活動事業 （通所型サービス）	87	障害者サービス提供事業者育成事業	266
サービス・活動事業 （訪問型サービス）	85	障害者差別解消推進	252
災害時避難行動要支援者対策	65	障害者支援ホーム南麻布	295
最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の 追加給付	428	障害者（児）紙おむつ給付 及びおむつ代の助成	408
し		障害者施設等運営支援	234
失語症者コミュニケーション支援事業	264	障害者（児）寝具乾燥等消毒	410
シニアクラブ及び		障害者（児）日常生活用具及び 住宅設備改善費の給付等	250
シニアクラブ連合会の支援	64	障害者（児）日中一時居場所提供事業	241
自動車運転免許取得費助成	216	障害者（児）GPS見守り支援事業	407
自動車改造費の助成	217	障害者住宅	296

障害者就労支援事業	231	た	代理電話サービス事業	262
障害者就労支援事業所設備整備等 補助金交付事業	233		タクシー利用券の給付	214
障害者情報バリアフリー推進事業	255		短期入所事業	297
障害者団体への助成等	223	ち		
障害者等救急通報システム	405		地域活動支援センター事業 (障害保健福祉センター)	279
障害者配食サービス	415		地域生活支援拠点等推進事業	194
障害者福祉避難所運営事業	298		地域で共に生きる障害児・障害者アート展	257
障害福祉サービス事業者等指導	268		地域包括ケア推進事業	
障害保健福祉センター施設貸出	290		(1) 港区地域包括支援推進協議会	42
障害保健福祉センター相談事業	281		(2) 福祉総合窓口事業	43
障害保健福祉センター(ヒューマンぶらざ)	278		(3) 在宅医療・療養等相談支援事業	44
小児精神障害者入院医療費助成	199		(4) 普及啓発	45
自立訓練(機能訓練)事業	285		地域密着型サービス事業者の 指定・更新・廃止	167
自立支援医療(更生医療)	195		知的障害者グループホーム支援	225
自立支援医療(精神通院医療)	197		知的障害者福祉相談	189
自立促進事業	312		中国残留邦人等支援給付事業	315
シルバー人材センターの運営支援	62		中等度難聴児発達支援事業	211
心身障害者医療費の助成(●制度)	395		聴覚障害者等意思疎通支援事業	258
心身障害者(児)福祉キャブ	411		調査訪問体制強化事業	310
心身障害者(児)福祉理美容サービス	414		長寿を祝う集い	77
心身障害者(児)訪問電話	421	つ		
心身障害者福祉手当(区制度)	205		通所訓練事業への補助	228
身体障害者相談員・知的障害者相談員	190			
身体障害者手帳	183	て		
身体障害者福祉相談	188		低所得世帯等向けエアコン設置支援事業	429
新橋はつつ太陽運営補助	229	と		
せ				
生活介護事業(工房アミ)	283		東京都シルバーパス購入費助成	426
生活機能評価事業	84		東京都心身障害者扶養共済制度	210
生活支援体制整備事業	114		糖尿病等重症化予防事業	378
生活・就労支援センター	322		都営交通の無料乗車券の交付	418
生活相談	314		特定健康診査	373
生活保護事業	305		特定相談支援事業者及び障害児相談支援 事業者の指定・変更・更新・廃止	269
生活保護受給者等就労自立促進事業	308		特定相談支援事業所等運営支援補助金交付	272
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	309		特定保健指導	376
精神障害者医療保護入院の区長同意	319		特別障害者手当等(国制度)	207
精神障害者グループホーム支援	227		特別養護老人ホーム	120
精神障害者支援センター (あいはーと・みなと)	292	な		
精神障害者保健福祉手帳	187		難病等医療費助成	200
成年後見制度利用促進事業	46	に		
赤十字事業の推進 (日本赤十字社東京都支部港区地区)	57		入浴サービス	213
戦没者遺家族援護	318		認知症高齢者介護家族支援事業	104
そ				
相談支援	246			

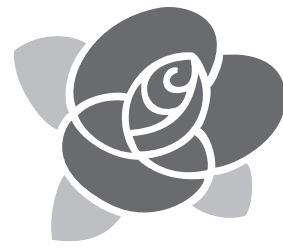
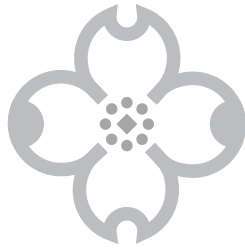
認知症高齢者等おかえりサポート事業	102	放課後等デイサービスと乳幼児一時	
認知症サポーター等養成事業	100	預かりの一体的実施事業	
認知症GPS見守り支援事業	407	(ミタマチシップス)	427
認知症初期集中支援事業	99	放課後等デイサービス送迎支援事業	299
認知症早期発見推進事業	98	保護司の支援	55
認知症普及啓発事業	94	補助犬の給付	222
認知症予防事業	95	補装具費の支給	247
は		み	
発達支援センター事業	275	港区みなと認知症サポートステーション	
ひ		認定事業	101
ひきこもり支援事業	49	民営バス乗車割引証	219
非自発的失業者の保険料の軽減措置	354	民生委員・児童委員の支援	53
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	112	む	
被保護者健康管理支援事業	313	無料入浴券の給付	417
100歳訪問	76	ゆ	
ヒューマンぷらざまつり	291	有料道路障害者割引制度	220
ふ		よ	
福祉事務所無料職業紹介所	321	要介護・要支援認定	152
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	218	養護老人ホーム入所措置	128
福祉のまちづくり	51	り	
負担限度額認定	162	利用者負担額軽減実施法人助成事業	165
へ		ろ	
ヘルプカード普及事業	256	老人保健福祉月間	
弁護士による国民健康保険料の納付相談	356	(みなとほほえみ月間) 事業	78
ほ		路上生活者対策事業	316
法外援護事業	311		
放課後等デイサービス事業			
(障害保健福祉センター)	289		

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



刊行物発行番号 2026074-3711

港区の保健福祉

令和8年度（2026年度）版 事業概要

令和8年（2026年）8月発行

編集・発行 港区保健福祉支援部
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話 03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

